文教委員会報告資料
令和８年１１月１３日

報　告　事　項　件　名　　頁

（教育指導部）

（１）令和８年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について …　２
（２）こども性暴力防止法に関する区立小・中学校等の取組状況について……　５
（３）東京都による校務システム共同調達への参画是非の検討結果について……　８
（４）令和８年度「足立区学力定着に関する総合調査」の調査結果（学習意識調査部分）について…１２
（５）区立中学校の部活動運営委託事業の開始及び部活動地域移行モデル事業の進捗状況について…２２
（６）足立区いじめ防止基本方針の改定について……２４
（７）いじめ重大事態に関する調査報告書の公表方針について……５８
（８）日本語学級設置に係る都教委との協議状況及び区民への周知について……６１
（９）外国にルーツを持つ児童・生徒の授業理解支援に係る多言語同時翻訳機能の活用について …６３
（10）令和８年度　台風時のオンライン対応の結果について……６５
（11）学校生活に関するアンケート調査分析結果に基づく取組状況（中間報告）について …７０
（12）令和８年度登校サポーターの勤務時間と業務内容の拡充について……７６

（学校運営部）

（13）興本扇学園施設更新に伴う設計等業務委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について…７８
（14）花畑地区の適正規模・適正配置実施計画案（第２版）の関係者説明の結果について …８２
（15）区立小・中学校における災害共済給付制度の運用の変更について……８７
（16）校外施設指定管理者評価結果について……８９
（17）あだち放課後子ども教室事業における令和８年度民間委託校実施状況および令和９年度民間委託校の事業者の決定について…１０１

（子ども家庭部）

なし

（教育委員会）

文　教　委　員　会　報　告　資　料

令和８年１１月１３日

件　　名	**令和８年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について**
所管部課名	教育指導部教育政策課
内　　容	令和８年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検・評価」という。）について、別添資料１のとおり報告書（案）がまとまったので、報告する。

１　点検・評価の概要

（１）評価対象

令和７年度は、第２期足立区教育振興ビジョンに基づく計画の初年度となり、以下表の柱４・５が評価対象

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
柱1　児童･生徒の心身の健全な発達支援		○			○	○	
柱2　確かな学力の定着に向けた、就学前からの取組		○		○		○	
柱3　子どもの状況に応じた学びの充実			○		○	○	○
柱4　安全･快適に学べる教育施設の整備と働き方改革の推進	○		○			○	○
柱5　子ども･若者がたくましく生き抜く力を育むための成長支援	○			○		○	

（２）実施時期：令和８年４月から８月にかけて評価を実施

（３）評価方法

ア　自己評価

各所管は、施策毎に施策指標及び事業指標の達成状況や課題の分析、今後の方向性について自己評価を行った。

イ　外部評価

点検・評価委員は、各所管による自己評価やヒアリングを通して、施策毎に、観点別評価（３つの観点について５段階）及びこれに基づく全体評価（ＡからＥまでの５段階）を行った。

（４）令和８年度点検・評価委員

石田　有記（日本体育大学　教授）

齊藤　多江子（日本体育大学　教授）

２　計画の進捗状況

施策指標・事業指標ともに、約６割が「目標通り」（達成率 95%以上）となった。また「概ね目標通り」（80%以上）以上では、施策指標・事業指標ともに約８割の達成率となった。

３　点検・評価委員による令和８年度評価概要

（１）全体評価（５段階評価）

評価対象全５施策の全体評価は以下のとおりである。

評価	全体評価
A	2
B	0
C	3
D	0
E	0
全施策数	5

（２）観点別評価（５段階）

評価対象全５施策の観点別評価は以下のとおりである。なお、今年度は計画初年度の評価を実施するため、点検・評価委員からの助言に対する反映率の観点（観点１）は対象外としている。

評価	観点１※	観点２※	観点３※	観点４※
	施策数			
5	－	1	2	1
4	－	1	3	1
3	－	2	0	3
2	－	1	0	0
1	－	0	0	0
全施策数	5			

※　観点１から観点４は、以下のとおり。
観点１　助言・今後の期待への反映率（前年度評価を受けての反映状況）
観点２　目標・成果の達成状況
観点３　各取組が施策の方向性に沿ったものか
観点４　児童・生徒にとって真に効果的か

（３）観点別評価及び全体評価一覧

各柱に連なる施策ごとの観点別評価及び全体評価は以下のとおりである。

柱名･施策名	観点1 反映率	観点2 達成状況	観点3 方向性	観点4 効果的	全体
【柱4】 安全･快適に学べる教育施設の整備と働き方改革の推進					
施策1　子どもたちが安全･快適に過ごせる教育環境の整備	－	2/5	4/5	3/5	C
施策2　教員の働き方改革の推進	－	3/5	4/5	3/5	C
【柱5】 子ども･若者がたくましく生き抜く力を育むための成長支援					
施策1　多様な体験活動の提供とその充実	－	5/5	5/5	4/5	A
施策2　学校･家庭･地域の連携	－	4/5	5/5	5/5	A
施策3　社会的自立に必要な力の育成･支援	－	3/5	4/5	3/5	C

計画初年度の点検･評価のため、観点1の実績はありません。

4　点検・評価委員からの主な意見

（1）全体評価

施策・評価	主な意見
柱４施策１ 全体評価Ｃ	目標未達の施策指標が半数あるものの、入札不調などの予見し難い要因に対応しながら施策の方向性に沿った教育環境の整備が進められている。今後は関係課が実施する交通安全指導など、他事業や、地域・警察といった関係機関との一層の連携による効果的な取組展開が期待される。
柱４施策２ 全体評価Ｃ	施策指標は達成率９割程度と成果が出ている一方で、人材確保におけるミスマッチなどの課題も見られる。教員の働き方改革を一層推進するためにはさらなる効果的な方法の検討が求められる。
柱５施策１ 全体評価Ａ	施策及び事業の全ての指標で目標値を達成している。大学や地域と連携した多様な体験活動の工夫や組織的な取組により、子どもたちの挑戦意欲の向上や豊かな地域環境の整備において効果を上げている。
柱５施策２ 全体評価Ａ	全ての施策指標で目標を達成し、地域全体での見守りや親子のコミュニケーション向上に向けた多様な取組が適切に進められている。家庭支援や子どもの自己肯定感を育む上で効果的な成果を上げている。
柱５施策３ 全体評価Ｃ	施策指標の多くで目標を達成し、高校生世代の支援などでも成果が見られる。一方で、居場所型学習支援事業や難関大学進学では課題も確認されることから、更なる努力が求められる。

（2）今後の期待・要望

施策	主な意見
柱４施策２	年間を通じた繁忙期の分析やキャリアステージに応じた働き方の検討など、学校に近い自治体の強みを活かした多角的なアイデアと実践により、働き方改革を継続的に改善していくことが期待される。
柱５施策１	学校文化に馴染めない子どもや要支援家庭の子どもも含め、より多くの子どもたちが参加できるよう、学校・大学・関係団体との協働を工夫し、主体性を尊重した体験活動の展開が期待される。
柱５施策３	実績値を踏まえた合理的な目標値の見直しを検討するとともに、示された有効な政策アイデアを活かして次年度以降も不断に事業の改善を図ることが求められる。

5　今後の方針

今回の評価結果は各所管へフィードバックし、次年度の事業展開や改善に反映させる。

文　教　委　員　会　報　告　資　料

令和８年１１月１３日

件　　名	**こども性暴力防止法に関する区立小・中学校等の取組状況について**
所管部課名	教育指導部　教育政策課 学校運営部　学校支援課

内　　容

令和８年１２月２５日施行のこども性暴力防止法（以下「法」という。）について区立小・中学校等の取組状況を報告する。

１　制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者※1に対し、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする子どもへの性暴力を防ぐための取組を義務付ける制度

※１　教育委員会は、小中学校、認可保育所等が該当。小中学校の取組は、文教委員会、認可保育所等の取組は子ども・子育て支援対策調査特別委員会で報告する。

２　制度の対象

区　分	教育委員会における対象事業・方針	
義務対象（法定事業者）	**法的位置づけ**	公立・私立を問わず、全ての事業者の義務
	対象事業	区立小中学校 （対象職種（11/1 現在）は７ページ参照）
	方　針	法施行に向けた取組を推進
認定対象（認定事業者）	**法的位置づけ**	認定は事業者の任意 （国の「認定」を受けた場合は、法定事業者と同水準の義務を負う。）
	対象事業	こども支援センターげんき※2 足立はばたき塾 英語マスター講座 英語チャレンジ講座 居場所を兼ねた学習支援事業 あだち放課後子ども教室※3 ジュニアリーダー研修会
	方　針	区が主体：法施行後速やかに申請予定 民間事業者が主体：事業者に認定申請を勧奨

※２　チャレンジ学級やあすテップ、教育・発達・就学相談事業

※３　あだち放課後子ども教室は、実行委員会形式であるが、区も主体的に関与しているため、共同して認定申請を行う予定である。

３　法施行に伴う取組状況

（１）法施行前【対応中※4】

①　対象業務従事者及び不適切な行為の範囲の検討・確定

②　従事者向け研修

相談体制の整備

事案疑い発生時の報告･対応ルール策定・周知

③　規程等の整備

※４　義務対象：11 月末までの完了を目処に取り組む。

認定対象：法施行後速やかに申請できるよう準備する。

（２）法施行後

	取組内容	義務対象		認定対象
		都費負担教職員	左記以外の従事者	各従事者
ア　犯罪事実確認と接触回避対応［犯罪事実確認・防止措置］	法施行時現職者・法施行後採用者の犯罪事実確認の実施※5	都が対応	区が対応	事業者が対応
	性暴力のおそれがあると判断した場合の子どもとの接触回避等対応	都と区が対応		
イ　未然防止･早期発見に向けた対応［安全確保措置］	相談体制やルールに基づく対応	区が対応		
ウ　性犯罪歴の秘密保持［情報管理措置］	犯罪事実確認記録等の管理	都と区が対応		

※５　犯罪事実確認の実施時期

①　義務対象：区立小中学校の法施行時現職者は、令和１１年１２月２４日までに都教育委員会の指定する時期に分散実施

②　認定対象：認定を受けた日から１年以内に実施

犯罪事実確認で該当する者

「特定性犯罪※6」と呼ばれる罪を犯し、以下のいずれかに該当

① 拘禁刑の実刑の裁判が確定した者
　拘禁刑の執行終了から 20 年を経過していないもの

② 拘禁刑の執行猶予者
　執行猶予の判決が確定してから 10 年を経過していないもの

③ 罰金刑の裁判が確定した者
　罰金刑の執行終了から 10 年を経過していないもの

※6　特定性犯罪の例： 不同意性交・わいせつ、盗撮、児童買春、児童ポルノ所持等

義務対象（学校）職種一覧(11月1日現在)

【義務】

No.	職種	雇用形態
1	都費負担教員(臨時的任用教員・時間講師・非常勤教員を含む)	常勤
2	そだち指導員	会計年度
3	特別非常勤講師(外国語活動)	会計年度
4	中学校生活指導員	会計年度
5	学習支援員(エデュケーション・アシスタント	会計年度
6	日本語適応指導講師	会計年度
7	部活動指導員	会計年度
8	部活動指導員	委託
9	日本語指導員	会計年度
10	日本語学習ルーム主任	会計年度
11	特別非常勤講師(体育)	会計年度
12	SSR指導員	会計年度
13	いじめ対応サポーター	会計年度
14	特別支援教室専門員	会計年度
15	特別支援教室指導教員	会計年度
16	スクールアシスタント（日常）	会計年度
17	スクールアシスタント（行事）	会計年度
18	学校支援員	会計年度
19	スクールカウンセラー	会計年度
20	スクールソーシャルワーカー	会計年度

No.	職種	雇用形態
21	登校サポーター	会計年度
22	学校巡回司書	会計年度
23	中学校図書館司書	会計年度
24	小学校図書館支援員	派遣
25	ALT（外国語指導助手）	派遣
26	医療的ケア看護師	委託
27	養護教諭代替員	会計年度
28	養護教諭代替員（夜間学級）	会計年度
29	都費負担事務職員（臨時的任用含む）	常勤
30	学校事務専門員Ⅰ	会計年度
31	学校事務専門員Ⅱ	会計年度
32	事務補助員	会計年度
33	都費負担栄養士（臨時的任用含む）	常勤
34	学校栄養士	会計年度
35	学校用務員	委託
36	保健事務補助員	会計年度

文　教　委　員　会　報　告　資　料

令和８年１１月１３日

件　　名	**東京都による校務システム共同調達への参画是非の検討結果について**
所管部課名	教育指導部　学校ICT推進課 政策経営部　情報システム課
内　　容	現在、区立小中学校に導入している校務支援システム等は、各自治体ごとに異なっており、教職員が自治体をまたぐ異動をするたびに操作習熟に時間を要するといった課題が生じている。こうした課題を解消すべく、国や東京都は校務支援システム等の共同調達を推進している。 この度、東京都から共有された共同調達に係るRFI（※）結果を受け、区としての共同調達参画是非の検討結果について、以下のとおり報告する。 ※　システム事業者から機能や価格等の情報を収集し、実現可否やコストメリットを把握する調査。 **１　校務支援システムの共同調達に対する国や都の考え** （１）KPI（※）の設定 文部科学省は令和11年度までにクラウド型校務支援システム整備率100％をKPIに設定し、都道府県単位での共同調達を推進している。 ※　目標の達成度合いを測る定量的な指標 （２）共同調達を前提とした都道府県対象の補助金の創設 補助要領では、都道府県域内の一部の自治体が未参画の場合「補助採択の優先度が劣後する」と規定され、都道府県が受ける補助金を有効活用するためにも都内全区市町村の共同調達参画が必要である。 （３）都の方針 国の動きを受け、都は令和７年１０月、教職員の負担軽減やコスト削減等を目指し、都内全区市町村を対象にクラウド型校務支援システムや保護者連絡ツール等を一体的に共同調達する方針を示している。 なお、各自治体のシステム更新時期に合わせて、令和１０年度から順次導入・運用を開始することとしている。 **２　都から共有された情報について** （１）RFI結果 ７社から回答があり、主に以下の内容が共有された。 ア　機能要件に対する各システムの実現可能性 複数の事業者が仕様（案）で求める必須要件に対して対応可能と回答していること。 イ　複数の事業者が都内全区市町村という大規模な共同調達に対応できること。

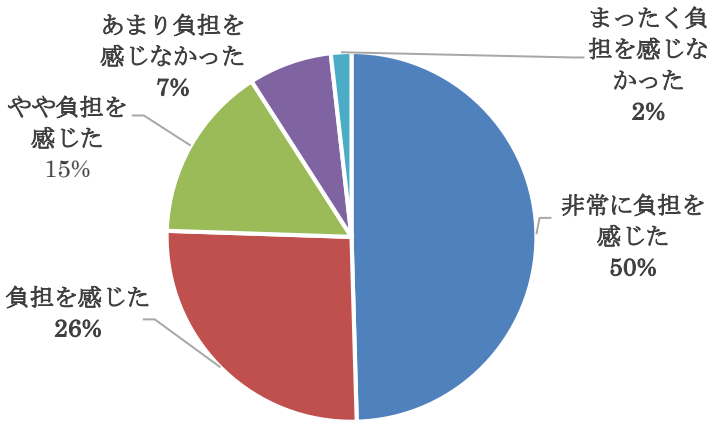
（２）都のアンケート結果

各区市町村が独自に異なる校務支援システムを導入しているため、教員が自治体をまたぐ異動をした場合、新たな校務支援システムに慣れるまでの負担が大きい。都が実施した以下の調査結果は、共同調達によるシステムの共通化が教員の負担軽減につながることを示している。

調査名	校務支援システムの変更を伴う異動に関する実態調査
調査対象	令和８年４月都内で自治体をまたぐ異動により使用する校務支援システムが変更となった教員
対象人数	２，４３５人
回答率	７４％
実施時期	令和８年７月～８月

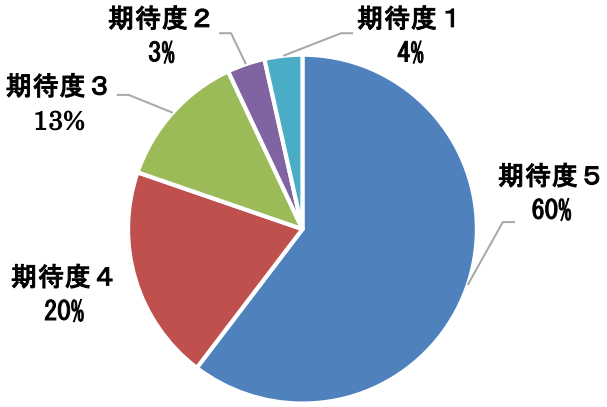
ア　調査結果

①　異動に伴う校務支援システムの変更に負担を感じた割合



【負担を感じた割合：９１％】

②　システムの共同調達への期待感



【共同調達への期待度：平均４．３（５段階評価）】

３　足立区の共同調達参画判断

	項目	概要	参画是非	判断理由
1	クラウド型校務支援システム	下記の一体的な管理システム ①成績処理や出欠管理 ②児童生徒情報の管理 ③教員の勤怠管理 ④ダッシュボード機能 等	参画	1　教職員の負担軽減に繋がる。 **【２-（２）都アンケート結果より】** 2　共同調達によるイニシャルコストは都が負担。 3　現時点で都内全区市町村が共同調達への参画を表明。 ※　令和１１年度に予定している学校ネットワーク基盤更改に合わせて共同調達に参画予定。
2	周辺ツール	保護者連絡ツール	参画	1　現在利用している「C4th Home & School」が令和９年度末でサービス終了となるため、令和１０年度当初から新たなツールとして導入。 2　システム障害等のリスク回避のため、各自治体が個別に調達した保護者連絡ツールと共同調達された校務支援システムとの連携は原則認められていないが、教職員の負担軽減には連携が不可欠である。
3	セキュリティ関連ツール	校務支援システムや端末の安全性を確保するためのツール ①ユーザー認証 ②端末セキュリティ ③WEB フィルタリング 等	非参画（予定）	1　自治体によりネットワークや端末環境が異なるため、都から複数の参画パターンが示されている。区では既存の環境を流用する方向で検討中。 2　各自治体が判断に苦慮していることから令和８年１１月２０日まで回答の猶予が設けられている。

４　今後のスケジュール

日程	内容
令和８年１１月２０日	セキュリティ関連ツールの参画パターンについて都への回答期限
令和９年３月（予定）	共同調達の事業者決定
令和１０年４月（予定）	新保護者連絡ツールの利用開始
令和１１年度中（予定）	新校務支援システムの利用開始

５　今後の方針

セキュリティ関連ツールの共同調達について、情報システム課と情報共有を図りながら参画の是非を判断する。

文　教　委　員　会　報　告　資　料

令和８年１１月１３日

件　　名	**令和８年度「足立区学力定着に関する総合調査」の調査結果（学習意識調査部分）について**
所管部課名	教育指導部学力定着推進課
内　　容	令和８年４月１４日（火）に実施した、令和８年度「足立区学力定着に関する総合調査」のうち、意識調査の結果について、以下のとおり報告する。 **分析の視点** 学力を支える非認知能力について、「学習指導要領において育成を目指す資質・能力（このうち、学びに向かう力）」及び「学習の基盤となる資質・能力」に　着目して『**４項目**（①学習に関する自己調整（※）、②粘り強さ、③言語能力、④情報活用能力）』の経年比較を行った。 ※　自ら学習の目標を持ち、進め方を見直しながら学習を進め、その過程を評価して新たに学習につなげること。 **１　結果概要** （１）小学校 「学習に関する自己調整」「情報活用能力」の２項目で前年度の値を上回った。また、「粘り強さ」「言語能力」については、引き続き 70%以上の児童が肯定的な回答を行っており、取り組みの成果が現れている。 （２）中学校 ４項目（「学習に関する自己調整」「粘り強さ」「言語能力」「情報活用能力」）すべてで前年度の値を上回った。特に「情報活用能力」についての設問では、前年度を 3.3 ポイント上回り、下降傾向であった前年度までから大きく改善し、取り組みの成果が現れた。

２　今後の対応

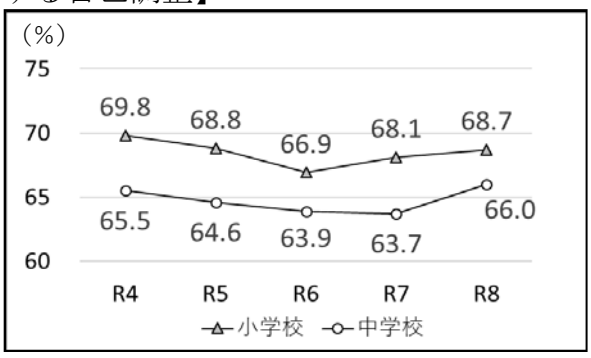
	今後の対応
学びに向かう力	ア　「子ども主体の授業」へさらなる改善を図るため、「授業の充実」を各校の学校経営計画の柱に位置付けさせ、指導主事・学力定着指導員が学校への指導・支援を行うことで組織的に改善を図ることができる体制を整えていく。 イ　足立スタンダードに基づく授業の実践事例集を全校で活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進することで、児童：生徒が自らの学びを調整し、粘り強く追究する「学びに向かう力」のさらなる向上を目指す。
学習の基盤となる資質・能力	ア　各教科等の学習において、言語活動の機会充実を図り、目的や相手に応じてわかりやすく伝える等の「言語能力」を育成する。 イ　各教科および総合的な学習の時間等の教科横断的な学習において、**タブレット端末や学校図書館を利活用する機会を意図的・計画的に設定し、子どもたちの「情報活用能力」を育成する**。

３　調査結果（肯定的回答の割合）と結果の分析

（１）学びに向かう力

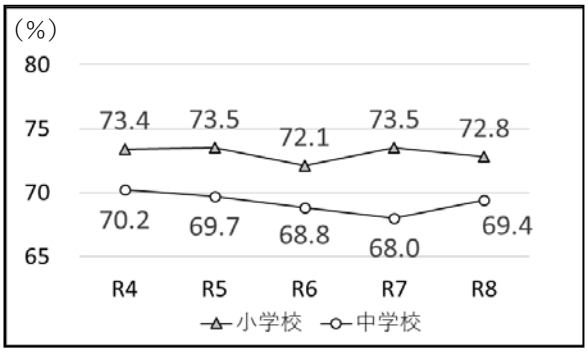
質問　授業で学習したことを振り返る活動を通じて、学習内容に対する興味や関心が深まったり、広がったりしたと思う

【学習に関する自己調整】



「子ども主体の授業」への転換を着実に進めてきた成果が見られ、特に中学校は、過去４年間を上回る結果となった。

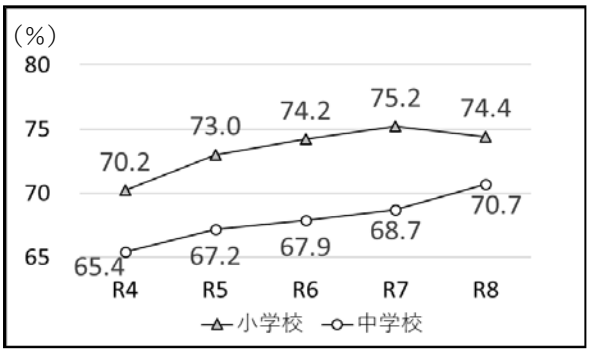
質問　わからないことはそのままにせず、わかるまで努力している
【粘り強さ】



問題解決・課題解決に向けて「見通し」をもって学習できるよう、授業改善を進めてきたことで、小・中ともに 70%前後で推移してきており、特に中学校では、前年度と比較して 1.4 ポイント上回った。

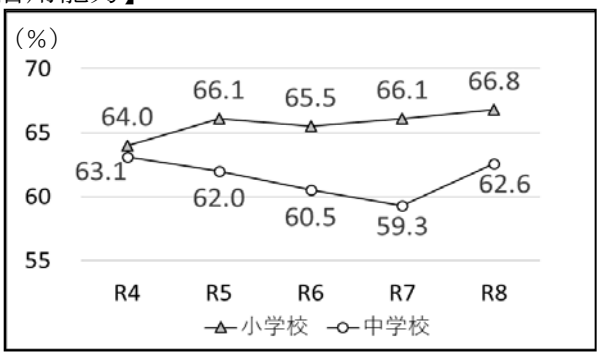
（2）学習の基盤となる資質・能力

質問　自分の意見や考えを相手にわかりやすく伝えることができる
【言語能力】



足立スタンダードに基づく授業において、自らの考えを述べる、他者の意見を聞くといった活動場面を多く設定してきたことで、令和８年度は小・中ともに 70%を超えた。

質問　先生から示された課題や自分で立てた課題について、インターネットや図書等から必要な情報を集め、整理することができる
【情報活用能力】



「探究的な学び」を着実に実践してきたことで、小・中学校ともに前年度の値を上回り、特に中学校では、前年度を 3.3 ポイント上回った。

※　その他の主要項目の結果は、Ｐ１６～２１参照

４　調査実施人数

（１）小学校　　単位：人

２年	３年	４年	５年	６年	計
4,101	4,255	4,238	4,504	4,619	21,717

（２）中学校　　単位：人

１年	２年	３年	計
3,994	3,971	3,952	11,917

５　周知方法・時期

（１）調査結果の詳細及び各学校の学力向上への主な取組等を「調査結果報告書」（冊子）にとりまとめ、１２月下旬に関係機関に配付予定（ただし学校別ページについては、学校選択の参考資料となることから、すでに区ホームページに掲載済）。

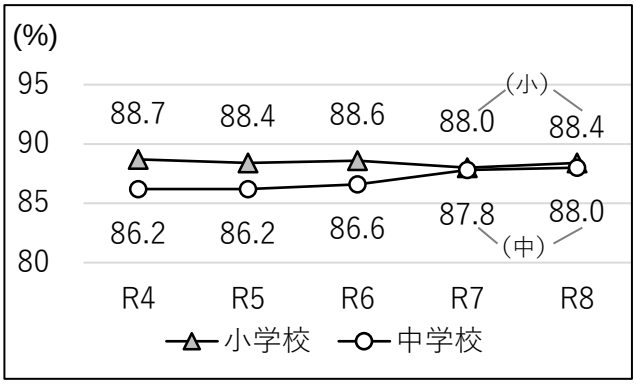
（２）報告書の「概要版」（リーフレット）を保護者に配付する。

主要項目の学習意識調査結果（小中別・経年変化）

※　各設問の数値は、肯定的な回答の割合を表す。

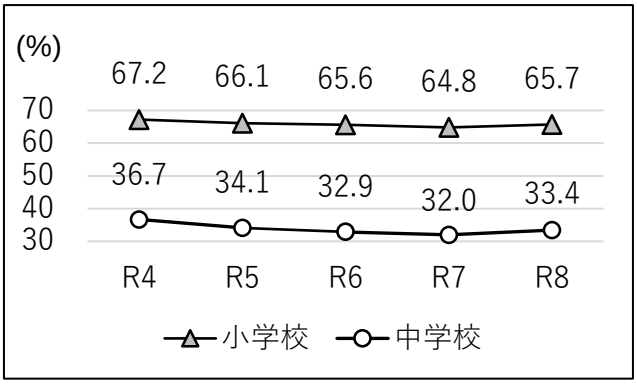
（１）学校への意識についての設問

ア　学校に行くのが楽しい

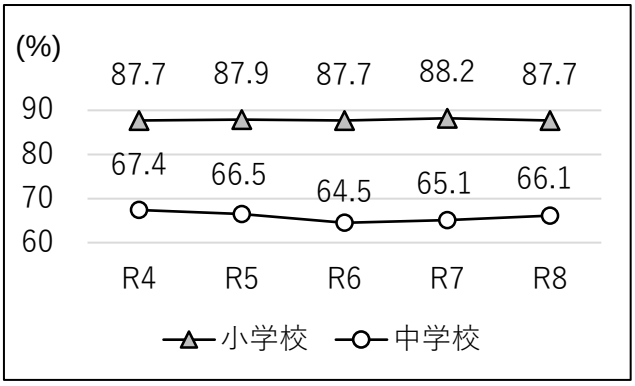


（２）勉強・教科に関する意識についての設問

ア　勉強は好きだ

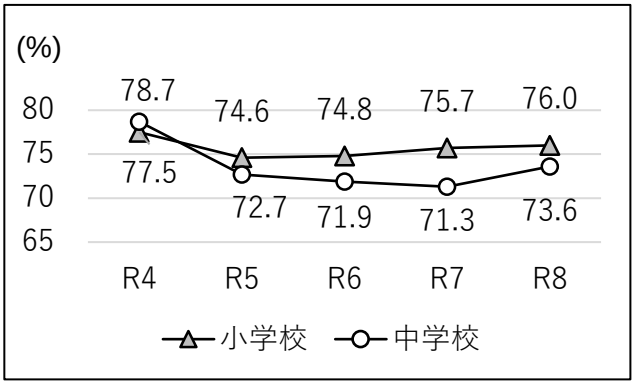


イ　学校の授業はどの程度分かるか

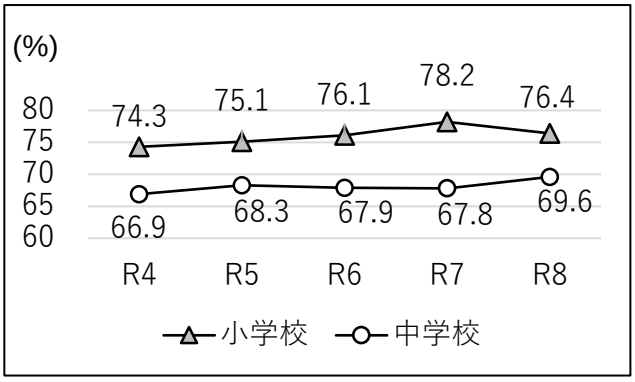


（３）授業における学びの状況についての設問

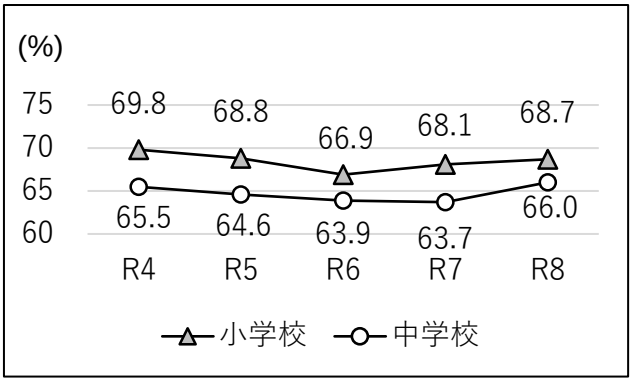
ア　授業のはじめに示された目標（めあて・ねらい）を理解し、見通しをもって学習に取り組んだと思う



イ　グループ活動やペア活動では、自分から積極的に発言したり、みんなで意見を出し合うことができたと思う

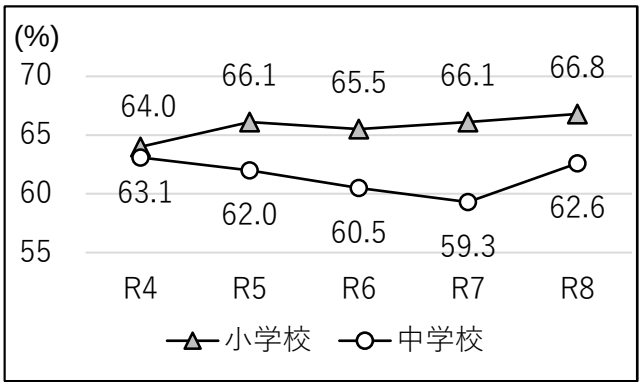


ウ　授業で学習したことを振り返る活動を通じて、学習内容に対する興味や関心が深まったり、広がったりしたと思う

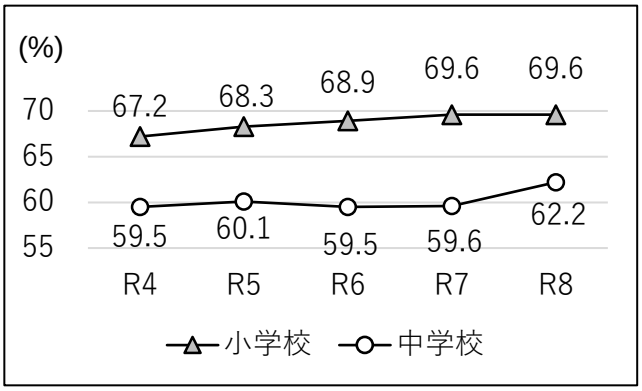


（４）自ら学ぶ力についての設問

ア　先生から示された課題や自分で立てた課題について、インターネットや図書等から必要な情報を集め、整理することができる

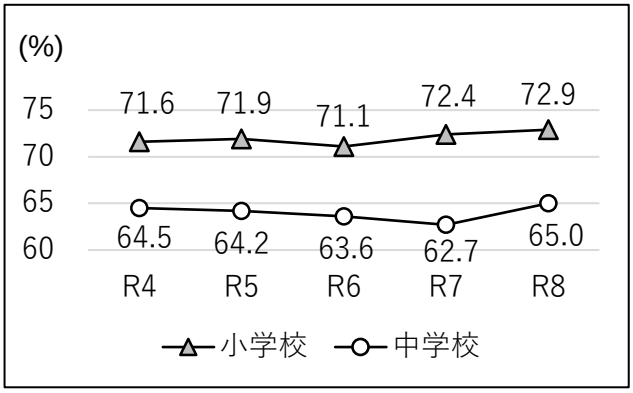


イ　これまで学習したことを使って新しい問題を工夫して解決している

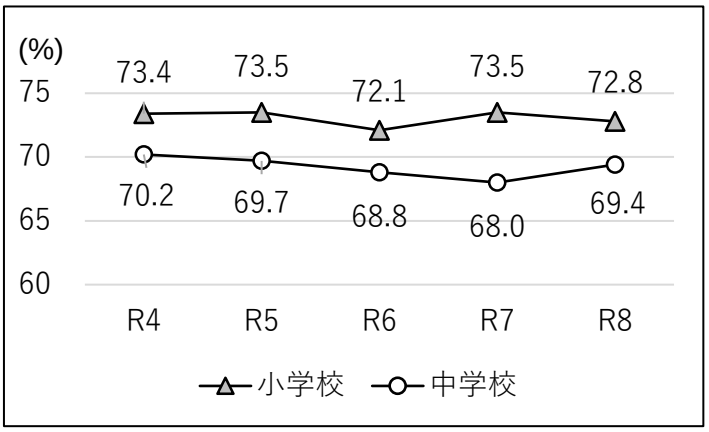


（５）学びを律する力についての設問

ア　不得意なことや苦手なことでも、自ら進んで取り組もうとしている

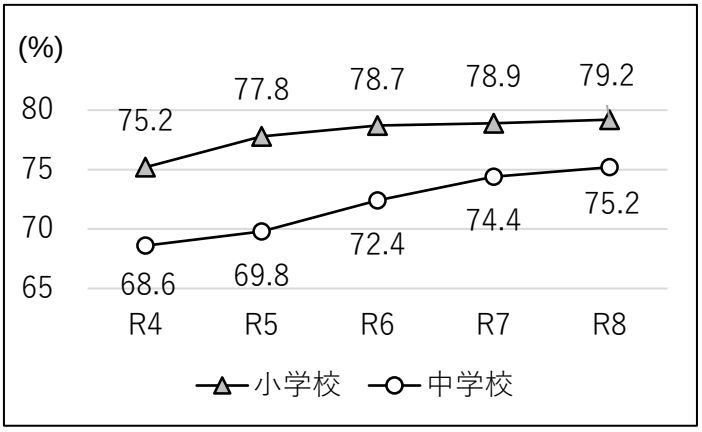


イ　わからないことはそのままにせず、わかるまで努力している

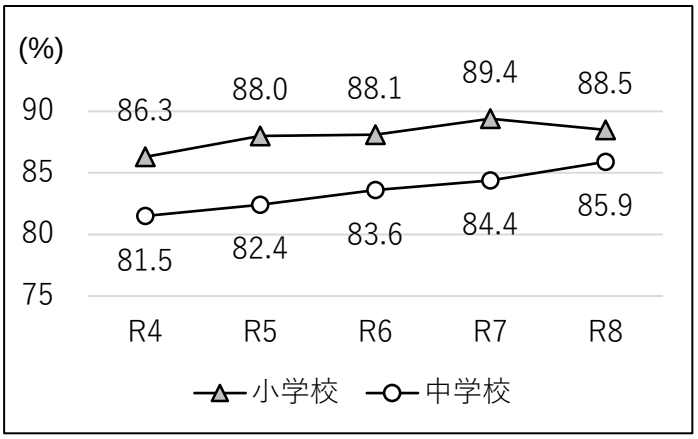


（６）自己肯定感についての設問

ア　自分にはよいところがあると思う

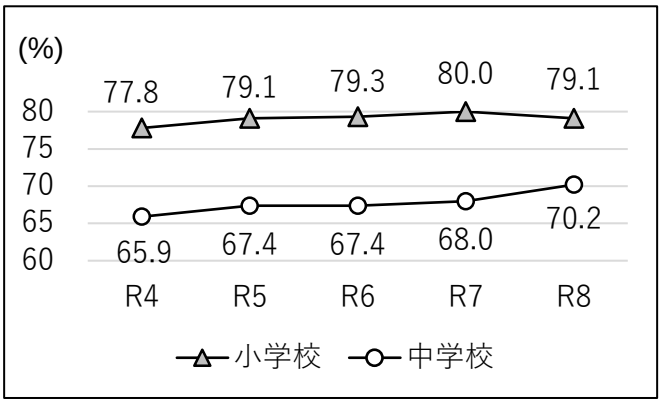


イ　努力をすれば、自分もたいていのことはできると思う

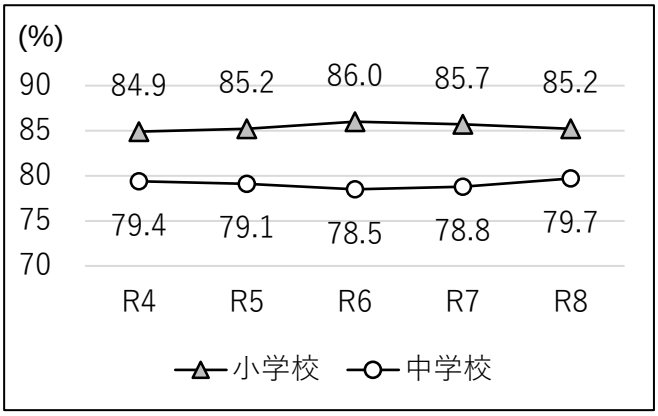


（７）自制心・勤勉性についての設問

ア　難しいことでも、失敗をおそれないで、取り組んでいる

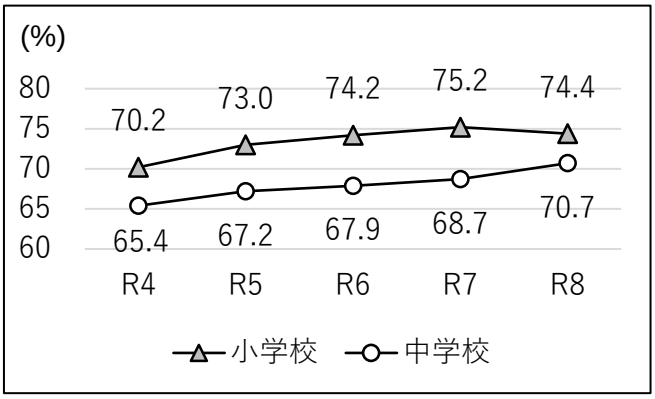


イ　自分がやらなければならないことは、やりたくないときでも、きちんとやりぬくことができる

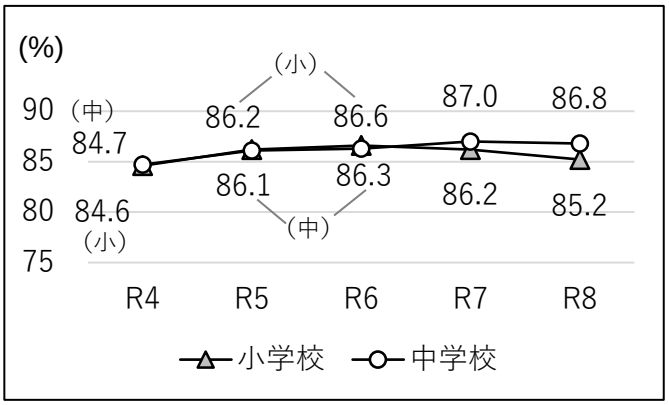


（８）他者理解・協調性についての設問

ア　自分の意見や考えを相手にわかりやすく伝えることができる

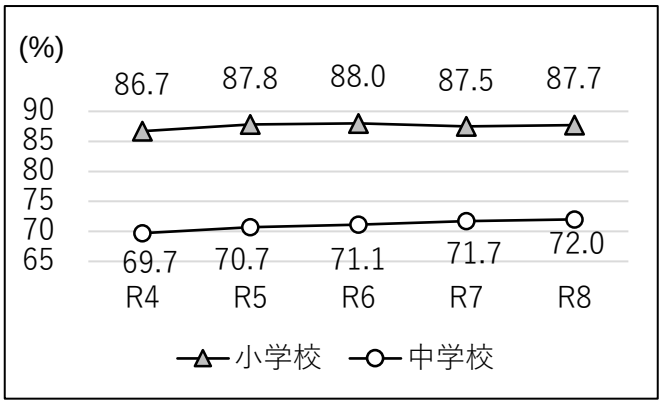


イ　自分の果たすべき役割や分担を考え、周囲の人と力を合わせて行動しようとしている

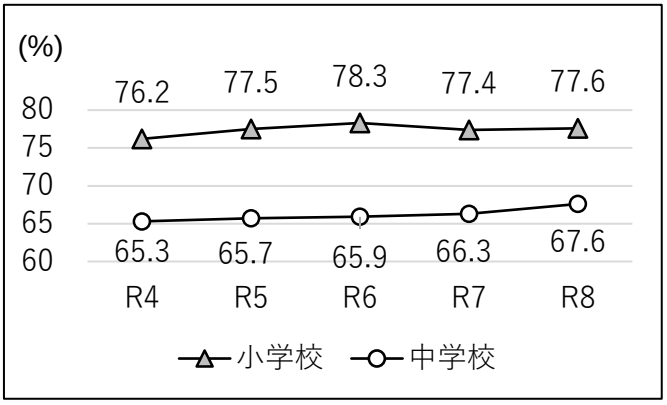


（９）キャリア形成意欲についての設問

ア　将来の夢や目標を持っている



イ　自分の将来の夢や目標の実現に向かって努力したり、その方法を工夫・改善したりしている



文　教　委　員　会　報　告　資　料

令和８年１１月１３日

件　　名	**区立中学校の部活動運営委託事業の開始及び部活動地域移行モデル事業の進捗状況について**
所管部課名	教育指導部教育指導課

内　　容

標記について、区立中学校の部活動運営委託事業（以下「部活動運営委託事業」という。）及び部活動地域移行モデル事業（以下「地域移行モデル事業」という。）の状況を報告する。

１　部活動運営委託事業の開始状況

（１）事業目的

外部指導者による部活動の指導及び管理体制整備により、生徒にとって望ましい部活動の活動機会を確保するとともに、教員の負担軽減を図り、部活動の持続可能な運営体制を構築する。

（２）指導開始までの進捗

令和８年５月	公募型プロポーザル方式による契約事業者決定
令和８年６月 ７月	ア　事業者との契約 イ　事業者による指導者の決定 ウ　事業者による学校へのヒアリング、指導方針の決定
令和８年８月	学校による事業者への情報共有、指導の引き継ぎ

（３）委託対象部活動（１０校３０部活動）の指導開始日

学校名	部活名	開始日	学校名	部活名	開始日
第一中	ﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝ	８月２７日	第十三中	野球	８月２４日
	陸上	８月２４日		陸上	８月２４日
	卓球	８月２４日		吹奏楽	８月２７日
千寿桜堤中	男子ﾊﾞﾚｰ	８月２５日	江南中	男子ﾃﾆｽ	８月２７日
	男子ﾃﾆｽ	９月中旬		女子ﾃﾆｽ	９月中旬
	女子ﾃﾆｽ	８月２４日		吹奏楽	８月２６日
第四中	ﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝ	９月中旬	花畑中	バスケ	８月２４日
	軟式ﾃﾆｽ			テニス	８月２４日
	硬式ﾃﾆｽ			陸上	８月２４日
第七中	女子ﾊﾞﾚｰ	８月２８日	入谷南中	女子ﾊﾞｽｹ	８月２７日
	男子ﾊﾞｽｹ	８月１８日		ﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝ	８月２７日
	男子ﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝ	８月２７日		吹奏楽	９月中旬
第十一中	男子ﾊﾞｽｹ	９月中旬	六月中	女子ﾊﾞﾚｰ	９月中旬
	男子ﾊﾞﾚｰ			サッカー	８月２４日
	演劇			テニス	８月２１日

２　地域移行モデル事業の進捗状況（新田中サッカー部）

（１）事業目的

令和７年度から２年間のモデル事業として、新田中サッカー部の運営をプロチームに委託し、生徒の学校生活充実、教員の負担軽減を図る。

（２）進捗状況

令和７年４月から、クラブチームで監督経歴のあるメインコーチとプロ選手による指導を実施し、日程調整や生徒・保護者連絡など部活動運営に伴う業務全般を委託している。

（３）アンケート調査結果（全３回）

（肯定的回答割合）

		令和７年 ８月	令和８年 ２月	令和８年 ８月
生徒	A　指導者は話しやすく、相談しやすい	65.4%	45.5%	62.5%
	B　指導が専門的で力がつく	65.4%	54.5%	43.8%
	C　今後も指導を受けたい	73.1%	63.6%	50.0%
保護者	D　外部指導者が関わることにより技術的な指導力が向上した	88.0%	95.0%	80.0%
	E　指導者の生徒理解や対応方法	80.0%	85.0%	86.7%
顧問教員	F　業務負担が明らかに軽減された	0%	50%	100%
	G　業務負担が少し軽減された	100%	50%	0%

（４）アンケート調査結果の推察

ア　本事業は全般的に好意的に受け止められている。

イ　指導の専門性について、肯定的回答割合が低下しているが、対外試合で低調となっていることが一つの要因と推測される。

（５）その他具体的な意見

ア　公費を用いたプロチームの指導となると、上位大会出場など、高い目標を求めてしまう。

イ　顧問教員に指導してほしい。

ウ　部活動の地域移行という変化に併せて、保護者も変わらなければならないと感じた。

（６）今年度の検証課題

生徒による指導の専門性へのアンケート回答に鑑み、「生徒と指導者及び学校の連携」と定め、より良い関係性の構築に取り組んでいる。

３　今後の方針

地域移行モデル事業は検証最終年度に該当することから、教員の負担軽減を図り、生徒にとって望ましい部活動の持続可能な運営体制を構築出来ているか検証結果を明らかにした上で令和９年度の方針を、年内目途に決定する。

文　教　委　員　会　報　告　資　料

令和８年１１月１３日

件　　名	**足立区いじめ防止基本方針の改定について**
所管部課名	教育指導部　教育指導課 総務部　特命・調査担当課

内　　容

１　改定の背景

標記については、令和８年８月閉会中における文教委員会で改定（案）を報告した。その後、同年９月１８日に足立区教育委員会いじめ等問題対策委員会に改正案を諮問し、提言を受けた。また、同年９月１日から同月３０日までパブリックコメントを実施した。これらを踏まえて原案を加除修正し、改定稿を確定させたので報告する。

２　足立区教育委員会いじめ等問題対策委員会の主な提言と、反映させた事項

項目	委員意見	反映させた事項
いじめ防止等における対策	ＳＯＳを出させる研修をすると沢山書いてあるが、出した後どうするかが書かれていない。出てきたら組織としてどう動くか、受け止め方とか、そういう視点が足りない。	３ページ「１　足立区における対策」の（２）「足立区の具体的な取組」に、下記事項を追記。 ※　学校では、ＳＯＳを教員が受け止め、組織的な対応を行うとともに、必要に応じて教育相談課、心とからだの健康づくり課など、必要な機関につなぐことができるよう周知していく
いじめ防止・早期発見に関すること	「授業の充実」ということを追記して欲しい。授業がわからなかったら子どもたちは不安になる。授業の充実をどう図っていくのかということを教員研修とあわせて追加願いたい	４ページ「２　足立区教育委員会における対策」の（３）「足立区教育委員会の具体的な取組」に下記事項を追記。 ア　授業の充実 子ども達にとって分かる授業、子どもたち同士が話し合い、学び合う授業などを通して、子ども同士が互いのよさを認め合えるようにするため、「誰もがわかる授業の実現」を目指した足立スタンダードを基盤とした授業実践を通して「学習者主体の学び」を推進する。

教職員との「応答的」かつ「可変的」な関係性の構築	児童生徒が心を開くには心理的安全性が必要である。表面的な言動の背後には当然言葉にできない不安とか、心理的なトラウマとかそういった葛藤が存在している。単に「耳を傾け」とあるが、耳を傾けるだけでなくて、受容と共感的理解の環境を意図的に作る姿勢を文言に入れたらどうか。	５ページ「教職員との「応答的」かつ「可変的」な関係性の構築」に下記事項を追記。 教職員の一方的な指導や処罰に終始することなく、生徒の行動やその背景について共感的理解の環境を整えて生徒自身の意見や思いに耳を傾け、いったんそれを受容し、いかなる応答が良いのかを考える。
	「不適切な指導」には幅がある。子どもの名前の呼び方とか、子どもへの目線とか。その辺りを、掘り下げて言葉にあらわしていかないと、従前の通り、大声で怒鳴るとか物を叩く、投げる、これはだめだよね、で終わってしまうのではと思う。	６ページ「不適切な指導」の解説を、部活動指導ガイドラインの標記から、学習指導要領・総則・第４の記述に変更。 ③　児童生徒の身体に肉体的負担を与える程度の軽微な有形力の行使（手をはたく（しっぺ）、おでこを弾く（デコピン）、尻を軽くたたく、小突く、拳骨で押す、胸ぐらをつかんで説教する、襟首をつかんで連れ出す等の行為）。 ④　児童生徒に恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛や負担を与える不適切な言動（罵る、脅かす、威嚇する、人格（身体・能力・性格・風貌等）を否定する、馬鹿にする、集中的に批判する、犯人扱いする等の言動）。　等

いじめの防止・早期発見に関すること	スクールカウンセラーの記述が少ない。もっと集団を見る目とか、学級を見る目とか、学校の教育構造を見る目とかが非常に大事だが、どういう形に見れるのか。どこにアプローチすることが大事かというようなことをスクールカウンセラーも考えられると思う。	８ページ「３　足立区立学校における対策」の（３）「足立区立学校の具体的な取組」に下記の事項を追記。 ア（オ）スクールカウンセラーが、児童生徒・保護者との相談の中で得られた情報を、学校いじめ防止対策委員会や、校内特別支援委員会等において常に共有するとともに、児童生徒に関わる教職員とも適切に情報共有を行い、早期対応につなげる。
いじめの解消	被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛は感じていないと認められること、との記述があるが、順応的に、大人に対して答えてしまうリスクをはらんでいることもある。「苦痛を感じていないと」の後に、例えば「面談等を通じて、直接確認・配慮され、安心感が回復していると認められること」等を入れたらどうか	１０ページ、いじめの解消の定義に、下記を追記。 ※　学校いじめ防止対策委員会では、担任による児童生徒の現在状況、スクールカウンセラー等による観察情報を基に、安心感が回復していると認められていることを確認すること。

３　パブリックコメントで寄せられた意見

Ｐ２７～３０参照

４　改定後の「足立区いじめ防止基本方針」全文及び新旧対照表

（１）全文　別添資料２参照

（２）新旧対照表　Ｐ３１～５７参照

５　今後の方針

（１）改定後の方針を小・中学校、区民に周知する。

（２）校長会、各種教員への研修を通じて新方針の理念を浸透させるとともに、指導主事の学校訪問等を通じて、各校の取組状況を確認し、必要な指導を実施していく。

「足立区いじめ防止基本方針」の改定（案）に関するパブリックコメントの実施結果及び意見に対する区の考え方について

１　実施期間

令和８年９月１日（火）から同月３０日（水）まで

２　意見提出者数・意見件数３件（３名）

提出方法	人数
意見受付フォーム（オンライン申請）	２人
E メール	１人
合計	３人

３　意見の構成

大分類	大分類件数	小分類	小分類件数
本基本方針（案）の内容に関するご意見	１件	いじめ防止対策推進法の順守に関するご意見	１件
本基本方針（案）以外に関するご意見	３件	いじめアンケートについてのご意見	１件
		スマホに係るいじめに関するご意見	１件
		その他	１件
合計			４件

４　意見に対する区の考え方

Ｐ２８～２９に記載のとおり

「足立区いじめ防止基本方針」改定案に対する区民等の意見の概要と区の考え方

いただいた意見を分類・要点整理しています。意見の全文はＰ２９～３０「全文一覧」に掲載しています

No	意見の概要	区の考え方	全文一覧参照番号
本基本方針（案）の内容に関するご意見			
1	子が中学校でいじめを受けた際の対応が、いじめ防止対策推進法に則ったものではなかった。いじめ防止対策推進法どおりの対応をすると、基本方針に記載すべき。	児童生徒のいじめに関する情報を得た教職員は、いじめ一覧表に確実に記入し、教職員に共有、対応するとともに、教育委員会へ事案を報告する必要があります。また、学校いじめ防止対策委員会において、組織的かつ迅速に調査し、対応していきます。こうしたルールについては、これまでも学校に共有されていましたが、徹底がなされていませんでした。 いじめ防止基本方針改定において、改めて上記のルールを明記するなど、「いじめ防止対策推進法」の通りの対応をして参ります。	1
本基本方針（案）以外に関するご意見			
2	いじめアンケートについて、「いいえにすればすぐ終わる」と考え、回答してしまう。文書や設問を変えてはどうか。	いじめアンケートについては、回答しても対応してもらえない、という気持ちから、正しい回答を選択しない児童生徒が一定数存在すると考えます。今回の改定に伴い、いじめの未然防止の取組に加え、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保することを最優先に考えることを明記しています。教員が確実にいじめの解消に向けた取組を実施することで、いじめアンケートへの児童生徒の信頼を高めて参ります。	2
3	スマホを持たない子がいじめられることがある。道徳の時間などで、その辺を考える授業をして欲しい。	小中学校の道徳の授業等において、人権教育の一環として、スマホを持たない子も含めて、偏見や差別をなくそうとする意欲や態度を育んでいきます。	2

No	意見の概要	区の考え方	全文一覧参照番号
4	やり返される恐れのない人に集団で嫌がらせをする。故意に無視する等。人間関係の分断を招く。	新たな基本方針に基づき、このようないじめの防止に努めていきます。	3

「足立区いじめ防止基本方針」改定案に対する区民等の意見（全文）

個人を識別できたり、第三者の権利利益を損ねるおそれのある情報は、全部・一部を削除又は、概要のみを掲載しています

No	いただいた意見
1	子供が公立中でいじめにあった際に、学校に相談したら管理職がいじめ防止対策推進法に沿わない言動をし問題が長期化しました。管理職は「加害者がやっていないと言っているので、いじめはなかったと言えますね」と言っていました。 彼は、いじめ防止対策推進法の内容を知っていたのでしょうか？ その際いろいろ調べ区長メールをし教育委員会も対応に当たりましたが、いじめに関する区の法令や公立中のいじめに関する基本方針が守られていないと思いました。何度区長メールをしても教育委員会に丸投げで、区長からの一言もなく、管理職を「指導します」と教育委員会は言うばかり。区議に相談したら「重大事態にすることが目的ではなく前に進むことが大切だ」と、教委課長立ち会いの管理職からの謝罪の場で区議が言い、それをもとに足立区教育委員会は一年以上に及んだいじめが発端の不登校を重大事態にしませんでした。いじめ防止対策推進法にはそのような特例は書いてないはずです。 のちに足立区教育委員会に属する人が「重大事態になるのは欠席期間が 90 日では？」といじめ防止対策推進法を理解していない発言をしていました。 そして、情報開示して知るのですが、管理職の発言が実際に言ったことと違う文言で記載されていたり、こちらが止めてほしいと伝えたのに管理職と指導主事がしたことが記載されていなかったり事実と違う記録が残されている事が多々ありました。公立中の管理職や教育委員会の人達は公務員なので法を遵守するべきだし、職に就く際に宣誓をしているはずです。 いじめ防止基本方針の改訂がどのようなものになるかわかりませんが、まずは法令を遵守してほしいです。法も守れないのに基本方針の改訂も何もないと思います。これも教育委員会が見て公表するのか決めるのでしょうが、公表されなかったとしたら今まで通り都合の悪いことは隠して無かったことにされるのだろうと考えています。いじめ防止対策推進法の通りの対応をすると、基本方針に記載してください。

No	いただいた意見
2	小学生の子がいます。いじめチェックリストについて… 毎回同じ文章だからでしょうか。「はいはい、いいえにするやつね」と言って読まずにいいえに丸をしています。時には文章や、設問の仕方を変えてみてはいかがでしょうか。 またネット関係のいじめにも記載ありましたが… 中学１年生の姪は、クラス内ほぼ全員スマホをもってる（＝LINEIDがある)。持ってない人は、個別で作ったグループライン内で悪口も…ということ、持っていない人が仲間外れになりがちとのこと。それは先生はしらないことなのだそうです。 これは他の区のママからも聞いたら同様らしく、スマホがないとはぶられるそうで… 我が子がこれから中学にいくにあたり、スマホが無いといじめられるのかと思うと不安です。そこは学校ならでは発するいじめだと思います。道徳の時間などで、その辺も考える授業をしてほしい。大人の社会ではスマホがないことで仲間外れは発生しません。スマホを持つ、持たないも多様性のひとつでは?と思います。
3	ボクのアンチ＝いじめっ子です。やり返される恐れの無い人を集団で嫌がらせするので。主犯はそのいじめっ子の母親であることも。故意に無視する中傷する嫌がらせの走りダッシュと言っても人数が人数な上に人間関係の分断化、さらには自殺追い込みと悪質なやつです。

足立区いじめ防止基本方針の一部改定　新旧対照表

改正前	改定後
足立区いじめ防止基本方針 平成 26 年２月６日決定	足立区いじめ防止基本方針 平成 26 年２月６日決定 令和８年 11 月 10 日改定
いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。 しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の児童生徒にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。 足立区は、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下、「法」という）第 12 条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「足立区いじめ防止基本方針」を策定する。	いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、絶対に許されない行為である。 しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の児童生徒にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。 足立区、足立区教育委員会は、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定（最終改定平成 29 年３月 14 日）。以下「国の基本的な方針」という。））に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「足立区いじめ防止基本方針」（以下「区基本方針」という。）を策定した。そのような中、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（令和６年８月改訂版）（以下「いじめガイドライン」という。）の改訂が行われた。いじめは、子どもの生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす問題であることから、学校におけるいじめ防止対策のための対策が形骸化することのないよう、その取組状況について、不断に検証し改善を図ることが必要であることから、「区基本方針」を改定する。
第１　いじめの防止等のための対策の基本的な考え方 **１　いじめの定義** 「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じているもの」をいう。 **２　足立区いじめ防止基本方針策定の目的** いじめ問題への対策を足立区・教育委員会と学校が主体的かつ相互に連携を図りながら進め、法により規定されたいじめの防止及び	**第１　いじめの防止等のための対策の基本的な考え方** **１　いじめの定義** 区基本方針において、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身に苦痛を感じているもの」（法第２条）をいう。 **２　区基本方針策定の目的** 区基本方針は、いじめはどの学校でもどの児童生徒にも起こり得るという認識の下、足立区、足立区教育委員会及び足立区立学校が、相互に連携

解決を図るための基本事項を定めること等により、区全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。なお、本方針は、いじめ問題対策の推進のために必要に応じ随時内容の見直しを行うものとする。	を図りながら主体的にいじめ問題への対策を進めるための基本方針を定めるものである。あわせて、法が規定するいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、足立区全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめの早期発見・早期対応に取り組むことを目的に策定し、必要に応じ随時内容の見直しを行う。
3　いじめの防止に向けた方針	**3　いじめの防止に向けた各機関の方針**
（1）足立区の方針	**（1）足立区の方針**
ア　児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、国の定めた「いじめの防止に関する基本的な方針」に基づき、いじめの防止及び解決を図るために必要な施策を足立区・教育委員会が総合的に策定し、実施する。	足立区、足立区教育委員会は、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、国の基本的な方針に基づき、いじめの防止及び解決を図るために必要な施策を総合的に策定し、実施する。
（2）足立区教育委員会の方針	
	ア　足立区教育委員会は、いじめの防止及び早期発見、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援、いじめを行った児童生徒等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校・家庭・地域・関係機関等との連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。
イ　いじめの防止及び早期発見、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校・家庭・地域・関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。	イ　足立区教育委員会は、学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を区立学校へ指導・助言する。
ウ　学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じる。	ウ　足立区教育委員会は、児童生徒が安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行う。
エ　児童生徒が安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行う。	
（2）足立区立学校の方針	**（3）足立区立学校の方針**
ア　あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。	ア　足立区立学校は、あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
イ　児童生徒が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童生徒の発達段階に応じて、いじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。	イ　足立区立学校は、児童生徒が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童生徒の発達の段階に応じて、いじめを防止する取組が実践できるように指導、支援する。
ウ　いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。	ウ　足立区立学校は、いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
エ　いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている児童生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。	エ　足立区立学校は、いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている児童生徒を守り抜くことを表明し、いじめの未然防止・早期発見に努めるとともに、その対応については、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

オ 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。	オ　足立区立学校は、相談窓口（原則、担任及び学校に応じて設置する担当者）を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて、児童生徒一人一人の状況の把握に努める。
（新設）	**第２　いじめ防止等における対策** **１　足立区における対策** **（１）「足立区いじめ等調査委員会」の設置** 足立区は、法第 30 条第２項の定める附属機関として、足立区いじめ等調査委員会設置条例に基づき、「足立区いじめ等調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を適宜設置する。 ア　構成員 調査委員会は、職能団体等から推薦された有識者５人以内をもって組織する。 イ　役割 調査委員会は、区立学校等において、いじめ等が認められる場合、その事実の確認、いじめ等の再発防止のための必要な調査を行う（足立区いじめ等調査委員会設置条例第１条）。 **（２）足立区の具体的な取組** いじめの進行による自殺リスクの高まりへの対応として、教育委員会と連携し以下のとおり取り組む。 ア　SOS の出し方等教育 区の保健師又は学校の教員により実施。 児童生徒が自分で自分を大切にするとともに、不安や悩みへの対処方法を理解し、現在起きている危機的状況、または今後起こり得る危機的状況に対応するためのＳＯＳ（援助希求行動）の出し方について学習する。 イ　教員向けゲートキーパー研修 職層（校長、副校長、中堅教諭、初任者など）に応じて実施。 児童生徒の発するＳＯＳへの気づき方や対応方法などを学ぶことで、児童生徒がＳＯＳを出しやすい環境の整備に結び付ける。 ウ　児童生徒向け相談窓口一覧カードの作成・配布 小・中学生向け、不登校の児童生徒向けの相談窓口一覧カードを作成・配布。 児童生徒が悩んだときや困ったときに相談できる場所を周知し、

ＳＯＳを出せる先を増やす。

エ　保護者向けリーフレットの作成・配布

ＳＯＳの出し方等教育を受講した児童生徒を通して保護者向けリーフレットを配布。

「こどものこころのＳＯＳに気づくために」と題し、対応のポイントをまとめ悩みやストレスを抱えやすい子どもたちの内面に目を向けてもらえるようにする。

オ　児童生徒に配布しているタブレット端末の活用

児童生徒に配布しているタブレット端末に「ＳＯＳフィルター」を一括でインストール。

児童生徒が深刻な悩みや「いじめ」「死にたい」等の自殺につながる恐れのある語句を検索した際、悩みにあった窓口やセルフケアの方法をまとめたポップアップを表示する。

※　学校では、ＳＯＳを教員が受け止め、組織的な対応を行うとともに、必要に応じて教育相談課、こころとからだの健康づくり課など、必要な機関につなぐことができるよう周知していく。

第２ いじめ防止等のために足立区教育委員会が実施する施策

１　「足立区いじめ問題対策連絡協議会」の設置

足立区は、法第 14 条第 1 項に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例等により、区長を長とし、教育委員会、関連機関代表、警察署、児童相談所、民生委員等により構成される「足立区いじめ問題対策連絡協議会」（以下、「連絡協議会」という）を設置する。開催は年 2 回とするが、必要な時には臨時に招集するものとする。

（新設）

２　足立区教育委員会における対策

（削除）

（１）「足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会」の設置

法第 28 条第 1 項に規定する重大事態等の調査を公平・中立に実施するため、足立区教育委員会の附属機関として、足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会（以下「重大事態等調査委員会」という。）を適宜設置する。

ア　構成員

重大事態等調査委員会は、職能団体等から推薦された有識者５人以内をもって組織する。委員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有す

る者ではないものの推薦を各職能団体に求め、当該調査の中立性・公平性を担保する。

イ　役割

重大事態等調査委員会は、区立学校等において、法第 28 条第１項に規定するいじめ重大事態等が認められる場合、その事実の確認、いじめ等の再発防止のための必要な調査を行う（足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会設置条例第１条）。

２　「足立区いじめ問題対策委員会」の設置

足立区教育委員会は、法第 14 条第 3 項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために、教育委員会の附属機関として、条例等により学識経験者、弁護士、臨床心理士、教育委員会が適当と認める者等で構成される「足立区いじめ問題対策委員会」(以下、「対策委員会」という)を設置する。開催は年 3 回とするが、必要な時には臨時に招集するものとする。

（２）「足立区教育委員会いじめ等問題対策委員会」の設置

足立区教育委員会の附属機関として、足立区教育委員会いじめ等問題対策委員会設置条例に基づき「足立区教育委員会いじめ等問題対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を常設設置する。対策委員会の開催は年３回以内とするが、必要に応じ臨時に委員長が招集するものとする。

ア　構成員

学識経験者、弁護士及び教育委員会が適当と認める者等により構成する。

イ　役割

いじめへの対処又は同種の事態の再発防止のために区が執るべき措置に関することについて審議・答申する。

３　具体的な取組

（新設）

（３）足立区教育委員会の 具体的な取組

ア　授業の充実

子ども達にとって分かる授業、子どもたち同士が話し合い、学び合う授業などを通して、子ども同士が互いのよさを認め合えるようにするため、「誰もがわかる授業の実現」を目指した足立スタンダードを基盤とした授業実践を通して「学習者主体の学び」を推進する。

（１）いじめの防止・早期発見に関すること

イ　いじめ防止・早期発見に関すること

ア 心の教育の充実

（ア）心の教育の充実

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る よう学校に指導助言を行う。

イ　教職員のいじめ防止研修の実施

（イ）教職員のいじめ防止研修の実施

いじめ防止研修会、教育相談研修会、人権教育研修会、必修研修会(初任者・新規採用者研修会等)など経験や職層に応じた、いじめ防止研修を計画的に実施する。

ウ　スクールカウンセラーの派遣

全校にスクールカウンセラーを定期的に派遣し、いじめの実態把握に役立てるとともに、いじめを受けた児童生徒のケアや相談に応じることができるようにする。

エ　いじめ相談窓口の拡大

既存のいじめ電話相談に加え、メールによる２４時間相談受付を開始する。

オ　アンケート調査の実施

児童生徒を対象に年 3 回のアンケートを実施し、いじめが発見された場合は必要な措置を講じ解消まで追跡して調査を行う。調査結果について「対策委員会」に報告する。

カ　指導訪問におけるいじめの実態把握

指導主事が学校を訪問する際に、管理職からの聴き取りや授業観察等をとおして、いじめについての実態把握を行う。

（新設）

いじめ防止研修会、教育相談研修会、人権教育研修会、必修研修会（一年次研修会等）など経験や職層に応じた、いじめ防止研修を計画的に実施する。ＳＯＳの出し方等教育について、生活指導主任及び養護教諭を対象とした研修を実施する。子どもが自らの心の状況について早期に問題意識を形成し、それにいかに対処するべきなのか、理解促進を図る。

（ウ）スクールカウンセラーの派遣

いじめの早期発見やいじめの実態把握を行うとともに、いじめを受けた児童生徒のケアや相談に応じることができるようにするため、全足立区立学校にスクールカウンセラーを定期的に派遣する。

（エ）いじめ相談窓口の拡大

既存のいじめ電話相談に加え、メールによる 24 時間相談受付を実施する。また、足立区公式ホームページに「学校でのいじめ相談」を設けるとともに、児童生徒用タブレットからもいじめ相談を受け付ける。

（オ）アンケート調査の実施

足立区立学校の児童生徒を対象に年３回のアンケートを実施し、いじめが発見された場合は必要な措置を講じ解消まで追跡して調査を行う。調査結果について 区長、区議会及び「対策委員会」に報告する。また、アンケートには学校いじめ防止対策委員会の組織に関する情報を周知するとともに、認知しているかどうかの回答欄も設け、認知度を計測する。

（カ）指導訪問におけるいじめの実態把握

指導主事が学校を訪問する際に、管理職からの聴き取りや授業観察 、いじめ一覧表やいじめ個票等をとおして、いじめやいじめ事案の対応等についての実態把握を行う 。

（キ）教職員との「応答的」かつ「可変的」な関係性（※1）の構築

教職員と児童生徒が、常に話し合い、コミュニケーションをとることができる、「応答的」かつ「可変的」な関係性を構築するため、教職員の一方的な指導や処罰に終始することなく、生徒の行動やその背景について共感的理解の環境を整えて生徒自身の意見や思いに耳を傾け、いったんそれを受容し、いかなる応答が良いのかを考える。

「生徒指導提要（文部科学省　令和４年 12 月)」に示される「不適切な指導」にあたる行為 ※2を厳に慎み、指導後のフォローを必ず

実施することについて、生活指導研修を通じて、周知徹底する。
児童生徒の最善の利益を十分配慮し、その年齢及び発達の段階に応じてその意見を尊重し、一人一人を大切にした教育を行う。

※１　「応答的」かつ「可変的」な関係性
応答的：相手のサインや言葉、環境の変化を適切に察知し、適切かつ迅速に対応すること
可変的：状況や相手の成長、ニーズに合わせて、対応を柔軟に変化させること。

※２　不適切な指導
①　大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
②　児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
③　児童生徒の身体に肉体的負担を与える程度の軽微な有形力の行使（手をはたく（しっぺ）、おでこを弾く（デコピン）、尻を軽くたたく、小突く、拳骨で押す、胸ぐらをつかんで説教する、襟首をつかんで連れ出す等の行為）。
④　児童生徒に恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛や負担を与える不適切な言動（罵る、脅かす、威嚇する、人格（身体・能力・性格・風貌等）を否定する、馬鹿にする、集中的に批判する、犯人扱いする等の言動）。　等

（新設）

（ク）精神健康の課題の早期発見・早期対応
１人１台端末を用いたいじめアンケート等を定期的に実施し、その結果を学級担任、管理職、養護教諭、スクールカウンセラー等が速やかに共有できる体制を構築する。ふれあい月間、児童生徒全員面接や日常の指導の中で、精神健康の課題を見い出した際、速やかに養護教諭やＳＣとの面談を設定し、ＳＳＷや医療機関につなげていく。

（新設）

（ケ）「いじめ一覧表」を活用した組織的な対応

（２） いじめの対応に関すること

ア　いじめを受けた児童生徒を最優先

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保することを最優先に考えるとともに、いじめを行った児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じる。

イ　迅速な調査

教育委員会が学校からいじめの報告を受けたときは、当該学校に対して必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。調査結果について「対策委員会」に報告する。

（新設）

ウ　関係機関との連携

教育委員会は平常時から児童相談所や警察等の関係機関と情報交換を行い、連携を図る。

（新設）

いじめが疑われる事実を取りまとめる「いじめ一覧表」の作成を学校に依頼し、各教員が確実に記入すること、各校の学校いじめ防止対策委員会において、「いじめ一覧表」を活用した情報整理及び対策検討を行い、情報共有することを通し、いじめの早期発見から早期解決につないでいく。

ウ　いじめの対応に関すること

（ア）関係する児童生徒の安全確保及び加害児童生徒への措置

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保することを最優先に考えるとともに、いじめを行った児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じる。

（イ）迅速な組織的対応

教育委員会が足立区立学校からいじめの報告を受けたときは、当該学校に対して必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講じることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

（ウ）インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて、誹謗中傷などが行われていることが確認された場合は、書き込みを行った子どもに対して直ちに指導を行い、同時に、被害の子どもの心のケアを行うとともに、その内容の拡散防止の徹底を図る。必要に応じて、警察と連携し、対応する。特に、ＳＮＳを通じて行われているいじめに該当する行為が明らかになった場合は、グループの子ども全員に対して、不適切な通信内容について指導するとともに、被害の子どもの精神的苦痛を理解させ、どのように関係を修復するかなどを話し合わせたり、助言したりする。

（エ）関係機関との連携

教育委員会は、平時から児童相談所や警察等の関係機関と情報交換を行い、連携を図る。特に、学校で指導を行っているにもかかわらず、加害の子どもの反省が見られない場合など、被害の子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると考える事例については、ためらうことなく直ちに所轄警察署に通報し、援助を求める。

（オ）雑則

第３　いじめ防止等のために足立区立学校が実施する施策

１　「学校いじめ防止基本方針」の策定

各学校は、法第 13 条の規定、及び「足立区いじめ防止基本方針」に基づいて、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という）として定める。学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、いじめが進行した場合の対処の仕方などを盛り込む。

２　いじめの防止等の対策のための組織の設置

各学校は、当該校の複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織する。日頃からいじめの問題等、児童生徒の指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「生活指導部会」等、既存の組織を活用することができる。

いじめ防止対策委員会は、学校基本方針に基づく取組の中核となる役割をもつ。いじめを未然に防止するための対策を推進するとともに、いじめ行為への対処を適切に行うため、教育委員会、開かれた学校づくり協議会、ＰＴＡ、地域社会、関係諸機関等と連携して実効的な取組を行う。

教育委員会および区長部局は、いじめへの対処にあたり、当該いじめ重大事態の解決を共通の目的として、その目的を達成するために適宜情報を共有する。

３　足立区立学校における対策

（１）「学校いじめ防止基本方針」の策定

足立区立学校は、法第 13 条及び区基本方針に基づいて、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方針、内容等を定める「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定する。学校は、法第２３条に基づき、いじめに対する措置を適切に講じる。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、いじめが進行した場合の対処の仕方などを盛り込む。

（２）いじめの防止等の対策のための組織の設置

足立区立学校は、法第 22 条の定める学校におけるいじめの防止等の対策のための組織として、学校いじめ防止対策委員会を設置する。設置にあたっては、日頃からいじめの問題等、児童生徒の指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「生活指導部会」等の既存の組織を活用することができる。また、各足立区立学校は、校務分掌上の組織として、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期解決を図るため、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって取り組む組織として、「学校サポートチーム」を設置する。校長は、必要に応じて学校サポートチームを招集する（「いじめ総合対策【第３次】」令和７年６月東京都教育委員会より）。

① 【学校いじめ防止対策委員会】

ア　構成員

当該学校の管理職、養護教諭、スクールカウンセラー、生活指導主任、学年主任、教務主任等複数の教職員によって構成する（既存の生活指導部等の組織を活用することができる）。

イ　役割

法第 22 条に基づき、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行う。また、年間計画の作成、全教職員への周知、および年度末の全教職員による確認・検証を行う。さらに、いじめ一覧表を活用した情報整理及び対策検討を行い、いじめの早期発見から早期解決につなぐ。

② 【学校サポートチーム】

ア　構成員

保護者代表、児童相談所職員、スクールソーシャルワーカー、保護司、民生・児童委員、スクールサポーター（警察）、福祉関係部署職員等によって構成する。

イ　役割

法第 22 条に基づく学校いじめ防止対策委員会を支援する組織として、学校だけでは解決できない事案や児童生徒の問題行動等の未然防止、早期解決を図る。

3　具体的な取組

（1）いじめの防止・早期発見に関すること

ア　心の教育の充実

学校公開において、いじめに関する授業を年１回以上、実施する。「生命尊重」に関する授業を、人権教育年間指導計画や道徳年間指導計画等に具体的に位置付け、学年の発達段階等に応じて指導内容の工夫を図り、確実に実施する。

イ　児童会・生徒会の活性化

「いじめ防止月間」を 11 月に設定し、児童会・生徒会が主体となって、いじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援をする。

ウ　学習環境の整備

授業規律の厳守、教室環境の整備を行い、ルールを守る意識を高揚させる。

エ　校内におけるいじめ防止研修の実施

管理職を中心に校内研修を企画し、いじめ防止研修を実施する。

オ　スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーが授業や休み時間等に行う児童生徒の観察を、いじめの実態把握に役立てる。いじめが発生した場合は、いじめを受けた児童生徒のケアができるようにする。

（3）足立区立学校の具体的な取組

ア　いじめの防止・早期発見に関すること

（ア）心の教育の充実

いじめに関する授業を年３回以上計画し、実施する。その内、学校公開において、いじめに関する授業を年１回以上、実施する。

「生命尊重」に関する授業を、人権教育年間指導計画や道徳年間指導計画等に具体的に位置付け、学年の発達の段階等に応じて指導内容の工夫を図り、確実に実施する。

（イ）児童会・生徒会の活性化

児童会・生徒会が主体となって、いじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。特に 11 月を「いじめ防止期間」とし、活動の活性化を図る。

（ウ）学習環境の整備

「誰もがわかる授業の実現」を目指した「足立スタンダード」に基づいた、「学習者主体の学び」を実践する。授業規律の厳守、教室環境の整備等を行い、ルールを守る意識を高揚させ、規範意識を高める。

（エ）校内におけるいじめ防止研修の実施

管理職を中心に校内研修を企画し、いじめ防止研修を実施する。

（オ）スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーが、児童生徒・保護者との相談の中で得られた情報を、学校いじめ防止対策委員会や、校内特別支援委員会等において常に共有するとともに、児童生徒に関わる教職員とも適切

カ　児童生徒の自己有用感の高揚

すべての児童生徒に活躍の場を与えるとともに、努力した姿などを認め、賞賛をすることで児童生徒一人ひとりに自信をもたせる。

キ　保護者への意識啓発

保護者会で学校のいじめ防止・いじめ対応の方針を周知し、協力を要請する。保護者、地域を対象に、学校がいじめ防止教室を実施する。

に情報共有を行い、早期対応につなげる。また、スクールカウンセラーが授業や休み時間に児童生徒の観察を行い、いじめの実態把握に役立てる。いじめが発生した場合は、いじめを受けた児童生徒のケア を行う。

（カ）児童生徒の自己有用感の高揚

すべての児童生徒に活躍の場を 設定する とともに、努力した姿などを認め、賞賛をすることで児童生徒 一人一人に自己有用感 をもたせる。

（キ）児童生徒・保護者等への意識啓発

児童生徒や保護者だけでなく、地域住民や関係機関に対し、学校のいじめ防止・いじめ対応の方針を周知し、協力を要請する。保護者、地域を対象に、開かれた学校づくり協議会 ※1や、コミュニティ・スクール ※2においては学校運営協議会と連携して、いじめ防止教室を実施する。

※１　開かれた学校づくり協議会

学校・家庭・地域の皆さんが力を合わせて地域性を生かした特色ある学校活動を進め、新しい時代を切り拓く児童生徒の「たくましく生き抜く力」や「豊かな心」を育てていく取り組みである。足立区では全校に「開かれた学校づくり協議会」を設置し、区を挙げて取り組んでいる。

※２　コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づくしくみで、保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設けられ、一定の権限と責任を持ち、教育活動などについて意見を述べることを通じて、保護者、地域の意見を学校運営に反映することを目的としている。

朝会、集会や相談時などの様々な機会で、児童生徒・保護者に対し、各校の学校いじめ防止対策委員会の活動内容とメンバーのほか、「いじめが絶対に許されないこと」「第三者としていじめがあると知った場合には学校いじめ防止対策委員会にすぐに知らせてほしいこと」「相談を受けた際にはいじめを受けた児童生徒、いじめを目撃した児童生徒を徹底して守り通すこと」を確実に周知し、児

	童生徒が安心して相談に来られるようにする。
ク　いじめ相談窓口の拡大 学校内にいじめ相談箱を設置する。	（ク）いじめ相談窓口の案内・拡大 学校内にいじめ相談箱を設置するほか、学校いじめ防止対策委員会がいじめ相談窓口であることを周知し、児童生徒が安心して相談に来られるようにする。
ケ　面談におけるいじめ調査 三者面談や二者面談において、担任等が個別にいじめの確認を行い、相談に応じる。	（ケ）面談におけるいじめ調査 三者面談や　二者面談において、担任等が個別にいじめの確認を行い、相談に応じる。
（新設）	（コ）いじめ一覧表及びいじめ個票の作成、報告 児童生徒のいじめに関する情報を得た教職員は、いじめ一覧表に確実に記入し、速やかに管理職に報告する。また、いじめ一覧表を使って校内教職員といじめの事実及び対応策について共有する。あわせて学校は教育委員会に報告し、学校と教育委員会が随時連携して事案に対応する。さらに、いじめの早期発見のための実効的な実践について、ポイントを明らかにしたチェックリストを活用し、各校全教職員が日常的に確認をする。
（２）いじめの対応に関すること ア　いじめを受けた児童生徒を最優先 いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保することを最優先に考え、大人が見守る体制を速やかに整備する。	イ　いじめの対応に関すること （ア）いじめを受けた児童生徒の安全確保を最優先 いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保することを最優先に考え、大人が見守る体制を速やかに整備する。
イ　迅速な調査 早急に全容を解明するため、児童生徒からの聴き取りなどを組織的に行う。いじめの事実、及び学校の対応について、いじめに関わった児童生徒の保護者に報告し、いじめの解消に向けて協力を要請する。調査結果については教育委員会に報告する。	（イ）迅速な調査及び記録の作成 学校がいじめまたはいじめの疑いがあると認めた場合には、早急に全容を解明するため、学校いじめ防止対策委員会において組織的かつ迅速に調査する。関係教職員や児童生徒から聞き取った実態を整理し、客観的事実と主観的評価（推測）を厳格に分離し、「いつ、誰が、何をしたか」を記録する。学校は、作成した記録を基にいじめ個票等を作成のうえ、教育委員会に報告する。学校はいじめの事実及び学校の対応について、いじめに関わった児童生徒の保護者に報告し、協力を要請するとともに、いじめの解消※3に向けて教育委員会と連携して対応する。

ウ　関係機関との連携

こども支援センターげんき等の相談機関と連携して対応にあたる。いじめを行った児童生徒について、再発防止に向けて適切かっ継続的に指導及び支援するための対応策を警察や児童相談所等と連携して講じる。

※　いじめの解消

【いじめ防止等のための基本的な方針（平成２５年１０月１１日文部科学大臣決定）〔最終改定　平成２９年３月１４日〕】

以下に示す２つの条件が満たされていることを含め、学校いじめ防止対策委員会が子どもの状況等を総合的に検討したうえで、校長が判断する。

①　被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも３か月）継続していること。

②　被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

※　学校いじめ防止対策委員会では、担任による児童生徒の現在状況、スクールカウンセラー等による観察情報を基に、安心感が回復していると認められていることを確認すること。

（ウ）関係機関との連携

こども支援センターげんき等の相談機関と連携して対応にあたる。

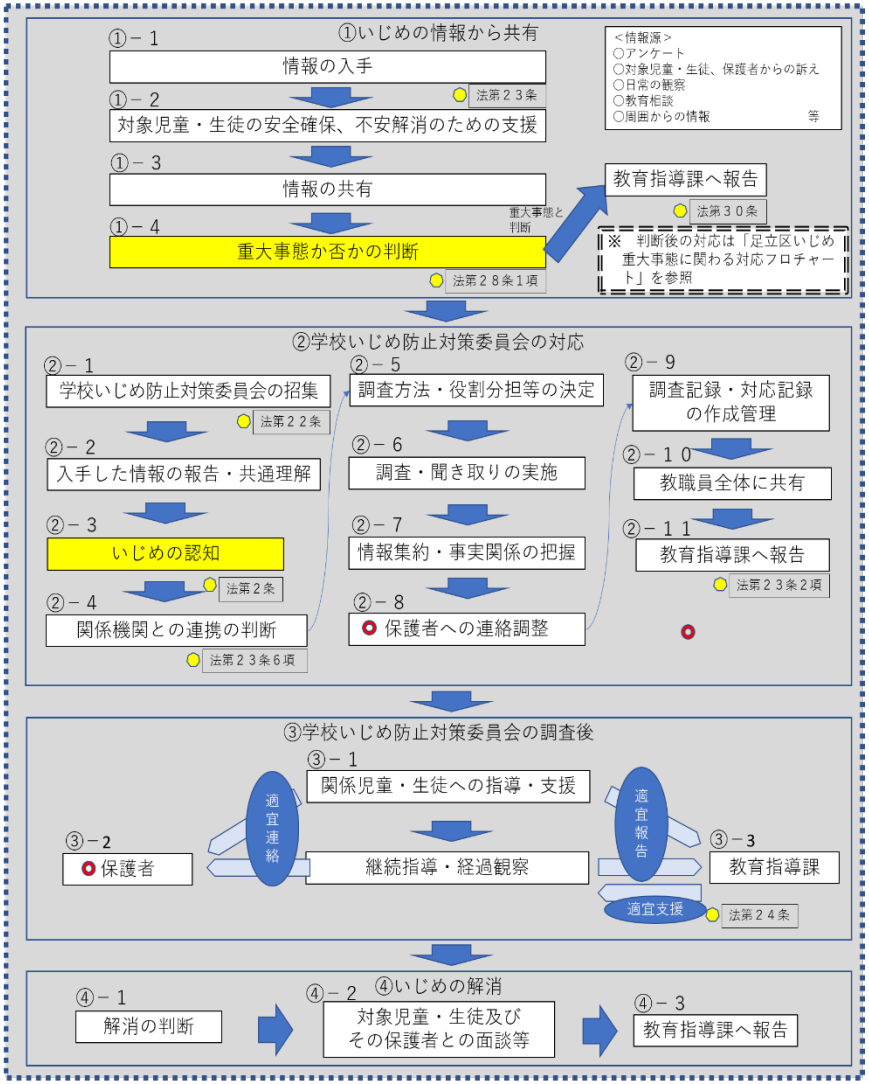
いじめを行った児童生徒について、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための対応策を警察や児童相談所等と連携して講じる。特に、学校で指導を行っているにもかかわらず、加害の子どもの反省が見られない場合など、被害の子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると考える事例については、ためらうことなく直ちに所轄警察署に通報し、援助を求める。

（新設）

足立区いじめ対応フローチャート

足立区教育委員会
教育指導部教育指導課

○「いじめ防止対策推進法」（以下法）および「いじめ防止等のための基本的な方針」（以下方針）に基づき、いじめの疑いのある事案については全ての以下のフローチャートに沿った対応を原則とし、組織的に早期対応による解決を目指す。いじめ重大事態と判断した場合は、学校は随時教育委員会に報告し連携して対応する。



いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。
①被害者に対するいじめ行為が止んでいる状態が少なくとも３カ月継続していること。
②被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが被害者およびその保護者との面談等により認められること。
※　「学校いじめ防止対策委員会」が被害児童・生徒の状況等を総合的に検討した上で、校長が判断する。

いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ対応の基本的な対応チェックリスト(足立区立学校)も併せて参照する

○ 根拠法令
◎ 要保護者連絡

第４　重大事態への対処

１　重大事態の発生と調査

（１）重大事態の意味

重大事態とは、法第 28 条において以下のように示されている。

一　いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

二　いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

なお、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる場合とは、

・児童生徒が自殺を企図した場合
・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

相当な期間については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間３０日間を目安としている。ただし、日数だけではなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

（新設）

第３　重大事態への対処

１　重大事態の定義

重大事態は、法第 28 条第１項において以下のように定義されている。

第１号	いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
第２号	いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（１）児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合（第１号）とは、

・　児童生徒が自殺を企図した場合
・　身体に重大な傷害を負った場合
・　金品等に重大な被害を被った場合
・　いじめにより転学等を余儀なくされた場合
・　精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

（２）相当の期間（法第 28 条第１項第２号）について、国の基本的な方針は、不登校の定義を踏まえ、年間３０日間を目安としている。

ただし、日数だけではなく、生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が 30 日に到達する前から教育委員会に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく教育委員会と協議するなど、丁寧に対応することが必要である。

２　児童生徒・保護者から申立てを受けた場合の対応

「いじめガイドライン」において、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申告があったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして法第 28 条の規定に基づき報告・調査に当たる必要があるとしている。

なお、申立て時点において、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認

	できていない場合には、児童生徒の保護や、二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、児童生徒の心のケアや必要な支援を速やかに行うことが重要であり、必要に応じて、まず、法第23 条第２項の規定を踏まえた学校いじめ防止対策委員会による調査を実施し、事実関係の確認を行うことが考えられる。 法第 28 条第１項では、「疑い」がある段階で調査を行うとしていることから、確認の結果、申立てに係るいじめが起こり得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らしていじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行い、詳細な事実関係の確認等を行う必要がある。
（新設）	**３　重大事態調査（法第 28 条第１項）の概要** 「いじめガイドライン」において、重大事態調査は、「重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため」に行うものとされており、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない」とされている。 区において、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき又はいじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが生じた段階から教育委員会又は学校による調査の実施に向けた取組を開始し、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の再発防止に資するために調査を行う。
（２）重大事態の報告 学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を区長に報告する。	**４　重大事態発生時の対応** **（１）教育委員会への報告** 学校は、いじめにより 重大事態 に該当する又は重大事態に該当する可能性のある案件が発生した場合には、速やかに教育委員会へ報告する（法第 30 条第１項）。報告の際には、いじめの重大事態に係る報告書（いじめ個票等）を提出する。
（新設）	**（２）教育委員会の判断・報告** 教育委員会は、学校からの報告を受けた場合、重大事態に該当する可能性のある案件については学校と協議のうえ、重大事態に該当するか否かを迅速かつ適切に判断する。重大事態と判断した全ての案件について、区長に報告する。
（新設）	**（３）資料の収集・保存**

（３）調査の趣旨及び調査主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に　資するために行うものである。学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断した場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会において調査を実施する。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護　者が望む場合には、教育委員会の調査と並行して、区長による調査を実施する。

（４）調査を行うための組織

教育委員会が重大事案であると判断した場合、教育委員会は「対策委員会」を招集し、調査にあたる。

（５）事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、網羅的に明確にすることである。民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

ア　資料の収集

学校においては、重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理に取りかかることが求められる。学校が定期的に実施しているアンケートや教育相談の記録、これまでのいじめの通報や面談の記録、学校いじめ防止対策委員会等における会議の議事録及び学校としてどのような対応を行ったかの記録等は調査の基礎資料として活用する。

イ　資料の保存

教育委員会又は学校が定める文書管理規則に基づき、関係資料の保存期間を明確に定め、収集した資料や重大事態調査を行った後の調査報告書の保存期間は国の指導要録の保存期間を踏まえて定める。

５　調査組織の設置

（１）調査主体、調査組織

教育委員会が調査主体となり、「重大事態等調査委員会」（区基本方針Ｐ．３参照）に諮問し調査を行うか、学校における組織で調査を行う。

（２）重大事態等調査委員会への諮問と答申

「いじめガイドライン」においては、「対象児童生徒や保護者が、第三者が調査に関わることを望んでいない場合等特段の事情がある場合を除いては、第三者を加えた調査組織となることが望ましい※」とある。公平性・中立性を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制として、教育委員会は、重大事態の有無や実態調査の結果を踏まえた対応方針、再発防止策等について、「重大事態等調査委員会」に対して諮問し、答申を受ける。

> ※　第三者
>
> 国の基本的方針において、「当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者」と示されている。

（３）学校主体による調査

学校主体の調査となる場合も法第 28 条第３項に基づき、教育委員会が学校に対して必要な指導及び適切な支援を行う。「いじめガイドライン」により、各学校に設置されている学校いじめ防止対策委員会のほか、必要に応じて、弁護士、医師、ＳＣ、ＳＳＷ等の専門家が参画して調査を実施する。

（新設）

６　調査内容

（１）児童生徒・保護者に対する調査実施前の事前説明

重大事態の調査は、「事実関係を明確にする」ことを目的とするもの（法第 28 条第１項）であり、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を調査し、時系列に整理するなどの方法で事実を明確にしなければならない。

このことを念頭に、「重大事態等調査委員会」において当該重大事態の状況に応じた調査方法等を決定し、教育委員会が「いじめガイドライン」の定める説明事項を調査実施前に児童生徒・保護者に対して説明したうえで、適切に調査を進める。

【いじめにより重大な被害又は不登校を余儀なくされている状況を把握し、重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項（「いじめガイドライン」より）】

① 重大事態の別・根拠
② 調査の目的
③ 調査組織の構成に関する意向の確認
④ 調査事項の確認
⑤ 調査方法や調査対象者についての確認
⑥ 窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項（「いじめガイドライン」より）】

① 調査の根拠、目的
② 調査組織の構成
③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
④ 調査事項・調査対象
⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）
⑥ 調査結果の提供
⑦ 調査終了後の対応

（２）調査の進め方

「いじめガイドライン」に則り、アンケート調査や聴き取り調査を実施する。

ア　調査全体の流れ

調査の進め方、スケジュールは上記のとおり調査組織において決定するが、例えば、以下のような流れが想定される。

① 学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認
② 対象児童生徒・保護者からの聴き取り
③ 聴き取りやアンケート調査等の実施
④ 事実関係の整理（必要があれば追加で聴き取り等を実施）
⑤ 整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討
⑥ 報告書の作成、取りまとめ

（新設）

（新設）

7　調査の情報提供及び報告について

（1）調査報告書の作成

報告書の作成に当たっては、学校の設置者及び学校が作成する場合であっても、「なぜ本校でこのような事案が発生したのか」「このような状態になったのはどのような対応が不適切だったのか」等の視点をもちつつ、「いじめガイドライン」で示される標準的な項目等を参考にして作成する。

また、公表することも念頭におきつつ報告書作成に当たっては、プライバシーや人権に配慮する。

（2）関係者への説明

教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を説明する（法第 28 条第２項）。説明に際して、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

（3）関係者からの所見書の提出

教育委員会は、関係者に対して、調査結果を区長に報告する際に、関係者からの所見書を合わせて提出することが可能であることを説明する。その際、意向の確認や提出する場合はいつまでに提出するかを指定する。

（4）結果報告

教育委員会は、調査結果 とその後の対応方針について 区長に報告す

（6）調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

教育委員会は調査結果を区長に報告する。

（新設）

（新設）

	る。 調査結果を区長に報告する際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。
（新設）	**（５）学校及び教育委員会の対応の検証・再発防止策の提言** 教育委員会は、法、国・地方の基本方針や学校いじめ防止基本方針等に沿った対応が行われていたか、学校いじめ防止対策委員会をはじめ学校内の体制が機能していたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処マニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたかなどを検証する。 再発防止の観点からは、法第 28 条で定められている「当該重大事態と同種の事態の発生の防止」を実効的なものにするため、日頃のいじめ防止等対策及び事案の発生後の対応について真摯に分析・整理する。
（新設）	**（６）調査結果の公表** 調査結果については、原則として公表する。公表する範囲は、「足立区いじめ重大事態に関する調査報告書の公表について（令和８年９月策定）（以下「いじめ重大事態公表指針」という。）」及びいじめガイドラインの記載の事項を総合的に勘案し、判断する。（別添　いじめ重大事態公表指針　参照）

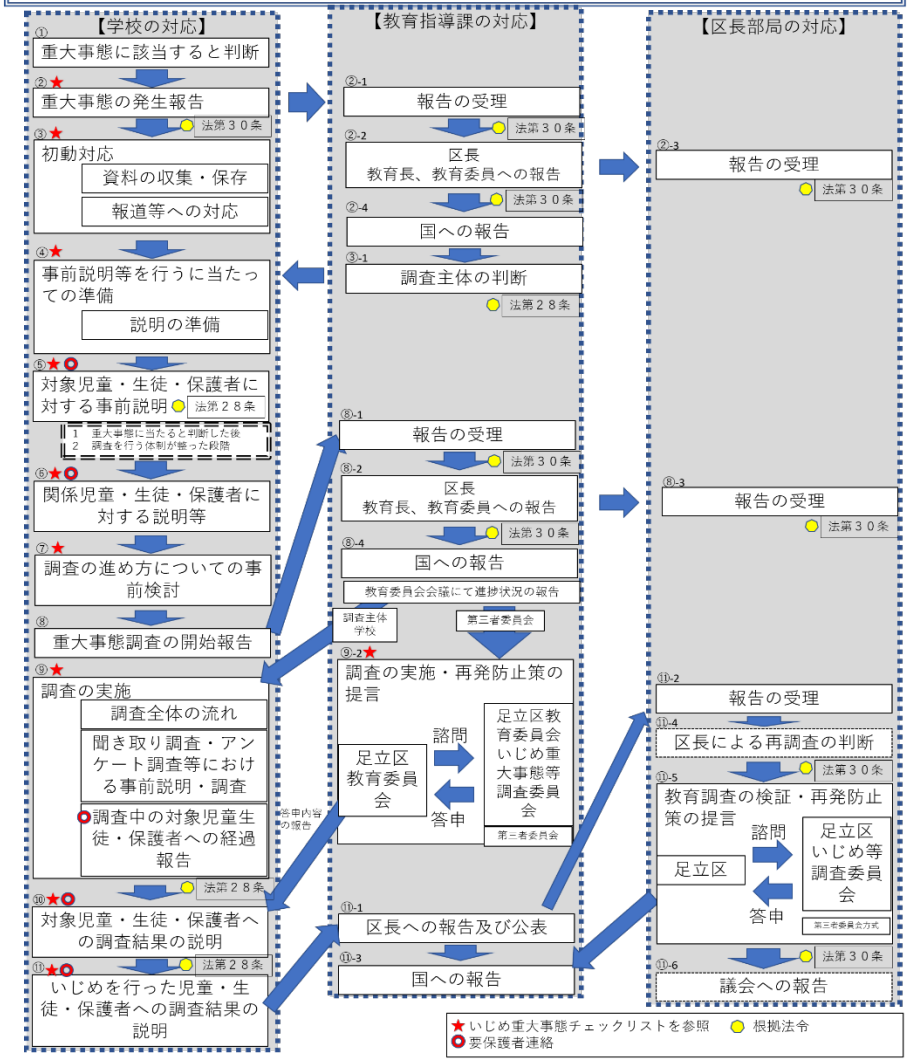
（新設）

足立区いじめ重大事態に関わる対応フローチャート

足立区教育委員会
教育指導部教育指導課

○「いじめ防止対策推進法」（以下法）および「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（以下ガイドライン）に基づき、重大事態発生時には以下のフローチャートに沿った対応を行う。

いじめ重大事態の定義※法第２８条第１項
1　いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
2　いじめにより児童等が相当の機関学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



２　調査結果の報告を受けた区長による再調査及び措置

（１）再調査

報告を受けた区長は、当該報告に係る重大事態の対処又は当該重大　事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めた場合は、再調査を行う。再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適切な方法で調査の進捗状況及び調査結果等を説明する。

（２）再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、条例により、区長が委嘱する　委員により構成される「足立区いじめ調査委員会」を設置する。

（新設）

８　区長による再調査（法第３０条第２項）及び措置

（１）再調査の趣旨

上記７（４）の報告を受けた区長は、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、法第 28 条第１項に基づき重大事態等調査委員会が行った重大事態の調査の結果について、法第 30 条第２項の調査（以下「再調査」という。」）を行う。

（２）再調査を行う組織

制度上、再調査制度が設けられていることを踏まえ、再調査を担当する部署として区では総務部を事務局として体制構築を図っている。再調査を実施する組織については、足立区いじめ等調査委員会設置条例により調査委員会を設置する。

調査委員会は、区長が専門的な知識を有する第三者を任命するが、委員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではないものの推薦を各職能団体に求め、当該調査の中立性・公平性を担保する。

再調査の実施にあたって保護者の要望や事案に適した人選を速やかに行う必要があることから、教育委員会は当該重大事態発生後、総務部とも状況を共有する。

（３）再調査実施の判断

区長は、教育委員会から重大事態等調査委員会による重大事態の調査結果の報告を受けたときは、「いじめガイドライン」の定める法第 30 条第２項の区長による再調査の実施の判断基準を踏まえ、再調査の実施の要否について判断する。

再調査実施の判断基準（「いじめガイドライン」より）

ア　調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地方公共団体の長等が判断した場合

イ　事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体の長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合

ウ　調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合

（新設）

（４）再調査の実施

区長は、法第 30 条第２項に基づく再調査が必要と認めるときは、調査委員会に再調査を諮問し、区長から諮問を受けた調査委員会は、教育委員会による調査と同様に、いじめガイドライン等に則り適切な方法で事実の確認、再発防止のための調査を行う。

（新設）

（５）関係者への情報提供

調査委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、再調査によって明らかになった事実関係を説明する（調査委員会設置条例施行規則第６条第３項）。説明に際して、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

（新設）

（６）再調査結果の報告及び説明

調査委員会は、再調査結果と再発防止策を区長へ答申する（調査委員会設置条例第３条第１項柱書、同施行規則第６条第１項）。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、調査報告書の説明を受けた所見をまとめた文書の提供を受け、再調査結果の報告に添える。

（新設）

（７）再調査の結果を踏まえた措置等

区長と教育委員会は再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講ずる（法第 30 条第５項、調査委員会設置条例施行規則第６条第５項）。

調査結果について、区長は個々の事案の内容やいじめ重大事態公表指針、いじめガイドライン等を総合的に勘案し、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら公表範囲を定め、その結果を公表（議会への報告等）する（法第 30 条第３項、調査委員会設置条例施行規則第６条第４項）。

（新設）

◆「自殺が起きた時の背景調査」といじめ防止対策推進法に基づく「重大事

態」に係る調査の関係性

1　背景調査の概要

児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針（令和７年 12 月文部科学省改訂版）（以下「背景調査の指針」という。）において、「自殺は一般的に、様々な原因からなる複雑な現象であると言われており、その原因が特定されない場合が少なくないが、自殺に至る過程を丁寧に探ることで初めて、自殺に追い込まれる心理の解明や適切な再発防止策を打ち立てることが可能となるため、学校の設置者（公立学校の場合は設置する地方公共団体の教育委員会、私立学校の場合は学校法人、国公立大学に附属して設置される学校の場合は国公立大学法人、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第２項に規定する学校設置会社が設置する学校においては、当該学校設置会社。以下同じ。）及び学校において背景調査を実施することが必要となる。背景調査は、「基本調査」と「詳細調査」から構成される調査であり、その後の自殺防止に資する観点から、万が一児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案が起きたときに、学校の設置者及び学校が主体的に行う必要がある」とされている。

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、背景調査の指針に留意して、以下のとおり背景調査を行う。この調査において、学校及び教育委員会は亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の心情に十分に配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し調査する。

2　背景調査の流れ

（１）基本調査

自殺または自殺が疑われる死亡事案全件を対象として、学校が調査主体となり、教育委員会の指導・支援のもと、事案発生後数日以内にその時点で収集した事実関係の情報を迅速に整理し、教育長及び区長に報告する。基本調査の実施にあたっては、全国共通の『様式 2（基本調査における様式)』を用いて迅速に情報を整理し、遺族への初期説明時には国の『様式１（リーフレット)』を活用するものとする。

（２）詳細調査への移行の判断

基本調査の報告を受けた教育委員会は、詳細調査への移行の判断を行い、その旨を区長に報告する。詳細調査への移行について遺族から要望を聴取する際は、国の『様式３（詳細調査等に係る意向確認書)』を活用し、意向を正確に把握する。移行しない例外として、遺族が詳細調査を固く望まない場合等がある。しかし、詳細調査への移行につ

いては、全ての事案について詳細調査を実施することが望ましいことを基本とする。

（３）詳細調査

教育委員会が、自殺に至る過程や心理を検証するため、公平・中立の立場で、高い専門性を有する第三者の委員で構成された「重大事態等調査委員会」に諮問する。諮問を受けた「重大事態等調査委員会」は、詳細調査を行うとともに、教育委員会に対し詳細調査の結果を答申する。答申を受けた教育長は、その旨を区長に報告する。

（４）関係所管への報告

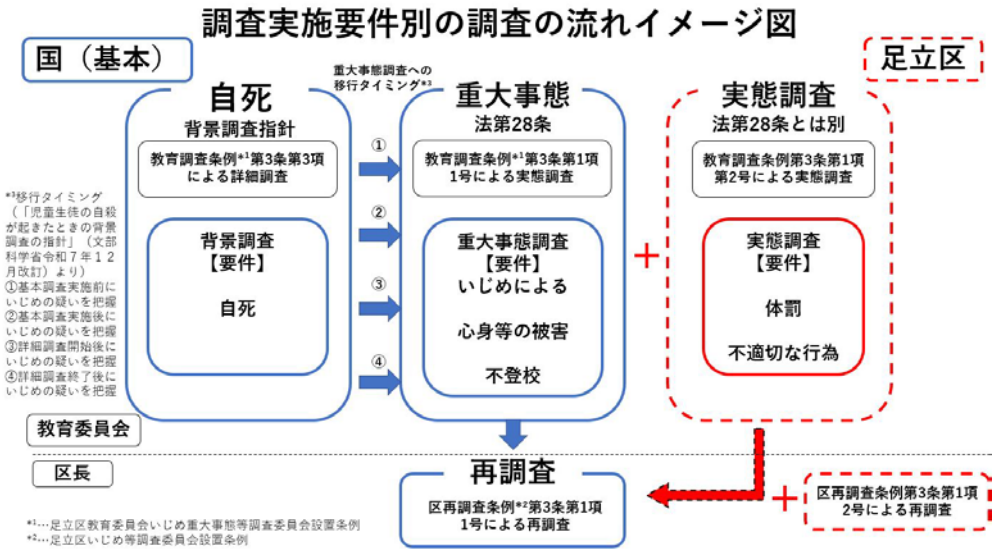
基本調査における様式（様式 2）や詳細調査報告書を文部科学省を通じてこども家庭庁へ提供・共有するものとする

３　背景調査と重大事態調査の関係性

背景調査の指針において「いじめにより重大な損害が生じた疑い」が認められる時点については、以下が考えられるとされている。

①　基本調査を実施する前
②　基本調査の実施後
③　詳細調査開始後
④　詳細調査終了後

「いじめにより自殺事案が生じた疑い」があると認められる場合は、法第 28 条第１項の規定によるいじめ重大事態調査をいじめガイドラインに沿って進めるものとする。



【区基本方針に頻出の用語定義】

・法･･･　「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）
・国の基本方針･･･　いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定）
・「いじめガイドライン」･･･　いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和６年８月文部科学省）
・背景調査の指針･･･　児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針（令和７年 12 月改訂）
・いじめ･･･　法第２条第１項に規定する「いじめ」
・重大事態調査･･･　法第 28 条第１項に基づく学校の設置者又は学校が行う調査
・再調査･･･　地方公共団体の長等が、法第 29 条第２項、第 30 条第２項、第 30 条の２、第 31 条第２項、第 32 条第２項に基づいて行う調査
・いじめ個票･･･　学校いじめ防止対策委員会において組織的・継続的な対応が必要と判断された案件について記録するもの
・いじめ一覧表･･･　「法律上のいじめの定義」に該当するものすべてを学校が記録するもの
※　その他、上記にない用語の定義については、法及び基本方針で定められたとおりとする。

（新設）	「足立区いじめ防止基本方針に基づく　チェックリスト」 以下略

文　教　委　員　会　報　告　資　料

令和８年１１月１３日

件　　名	**いじめ重大事態に関する調査報告書の公表方針について**
所管部課名	教育指導部教育指導課
内　　容	いじめ重大事態等の調査報告書を、文科省の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」に則って公表するための判断基準や公表方法等を定めるため、本方針を策定したので報告する。 **１　策定した方針** 足立区いじめ重大事態に関する調査報告書の公表について【方針】（Ｐ５９～６０参照） **２　調査報告書の公表方針の概要** （１）公表方針策定の目的等 ア　いじめ重大事態が発生した際は、学校主体の調査、または足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会による調査を実施し、調査報告書を作成する。 イ　調査報告書の公表について、個人情報保護法や情報公開条例等に基づく対応を行った上で特段の支障がなければ公表する。 ウ　調査報告書を公表するにあたり、判断基準や公表方法等を定めることを目的として、本方針を策定する。 （２）公表方法について ア　調査報告書は、文科省の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」の記載事項を総合的に勘案した上で、原則として公表する。 イ　公表は、区ＨＰにて行う。 ウ　公表期間は、原則として６か月を経過する日までとする。 （３）公表内容について 以下の①から⑥までの内容を公表する。なお、対象児童生徒及び保護者に対して事前に公表資料案を提示し、意見聴取をした上で公表する内容の詳細を決定する。 ①　事案の概要 ②　調査組織 ③　調査期間 ④　調査結果の概要 ⑤　調査組織からの提言 ⑥　教育委員会としての今後の対応

足立区いじめ重大事態に関する調査報告書の公表について【方針】

令和８年９月３０日
足立区教育委員会

１　公表方針策定における目的

いじめ防止対策推進法第２８条１項に定めるいじめ重大事態が発生した際、同項及び足立区いじめ防止基本方針第３に基づき、学校主体の調査、または足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会が主体となる調査を実施し、調査報告書を作成する。

この調査報告書の公表について、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和６年８月改訂版、以下「ガイドライン」という。）第９章第３節（２）には、調査報告書を「公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとなるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ公表することが望ましい。」との記載がある。

かかるガイドラインを踏まえ、足立区教育委員会において、学校または足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会により作成された調査報告書を公表するにあたっての判断基準や公表方法等を定めることを目的として本方針を策定することとする。

２　公表方法等について

（１）調査報告書の公表

ガイドラインの記載の事項を総合的に勘案したうえで、原則として公表する。

公表の可否等の判断にあたっては個人情報保護法及び足立区情報公開条例等の規定に照らして判断することに加えて、ガイドラインの記載に鑑み、対象となる児童生徒または保護者の意向により調査報告書を公表しない場合もある。公表にあたっては、対象児童生徒及び保護者に対して事前に公表資料案を提示して意見聴取するものとする。いじめを行った児童生徒・保護者に対しても事前に公表資料案の説明を行う。

（２）公表時期

調査が終了し、対象となる児童生徒、保護者が公表に同意し、同人らへの意見聴取、いじめを行った児童生徒・保護者への説明を終了後、速やかに公表する。

（３）公表方法

迅速かつ広く足立区民に周知することを目的とするため、足立区のホームページ内で公表する。

（４）公表期間

公表期間については、原則として公表開始から６か月を経過する日までとする。

ただし、以下の場合は、公表期間内であっても足立区教育委員会の判断で公表を中止できるものとする。

ア　対象児童生徒又は保護者から公表中止の申し出があった場合

イ　公表を継続することが困難であると判断する事情が発生した場合

３　公表内容について

ガイドラインの記載の事項を総合的に勘案したうえで、公表する内容については、原則以下のとおりとするが、個人情報保護法及び足立区情報公開条例等の規定に照らし、調査報告書の公表版を作成する等の適切な処理を行うものとする。

ア　事案の概要
イ　調査組織
ウ　調査期間
エ　調査の結果
オ　調査組織からの提言
カ　教育委員会として今後の対応策

また調査報告書の公表に係る個人情報保護法との関係について、ガイドライン第１０章第３節には、「公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や各地方公共団体が制定する情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして、公表を行うべきでないと判断した部分を除いた部分を適切に整理の上公表を行う。」との記載がある。

足立区教育委員会として、この点、上記２記載のとおり対象児童生徒及び保護者に対して事前に公表資料案を提示して意見聴取をした上で公表する内容の詳細を決定する。

文　教　委　員　会　報　告　資　料

令和８年１１月１３日

件　　名	**日本語学級設置に係る都教委との協議状況及び区民への周知について**
所管部課名	教育指導部教育指導課
内　　容	日本語学級設置に係る都教委との協議状況と、入学予定者等への学級設置の周知案等について報告する。

１　設置予定校、学級数等

地区	設置予定校	学級数、受入可能人数	日本語指導を要する児童生徒数 ８年度　(7 年度)
竹の塚地区	竹の塚小学校	２学級４０人	２１（３３）
	第十四中学校※	１学級２０人	１４（１６）
新田地区	新田小学校	２学級４０人	２２（２３）
	新田中学校	１学級２０人又は２学級４０人	９（１８）

※　第十四中学校は、転用可能な教室数の関係で、１学級とせざるを得ない状況である。

（１）学級規模

１学級の最大人数は２０名。

（２）利用者

設置校に在籍する児童生徒の他、近隣校からの通級利用も可能（小学生は、設置校の児童以外は保護者の送迎を必須とする）。

２　都教委との新設協議の状況

令和８年９月１６日に東京都教育委員会義務教育課から「正式な通知は令和９年初頭になるが、設置前提で作業を進めて良い」との回答を得た。

３　令和９年度小・中学校入学予定者等への周知

（１）小学校入学予定者

ア　令和８年１０月末に、区ホームページで周知。

イ　設置校とその近隣校には、令和８年１０月から１１月に実施する就学時健康診断の際に、日本語指導が必要な児童の保護者に周知するよう依頼。周知用に中国語、英語のチラシを作成する。

	（２）中学校入学予定者 Ｈ＆Ｓで現小学校６年生と保護者向けに周知する。 （３）経常学年（現小学校１～５年、中学校１・２年生） 小学校・中学校とも、経常学年で日本語指導が必要な方とその保護者には、入学予定者と同時期に、学校経由で周知していく。 **４　今後の方針** 日本語学級は集住地域対策でもあるため、他地域の児童・生徒は、令和９年度以降も現行制度（小学生は在籍校への日本語適応指導講師の派遣、中学生は「あだち日本語学習ルーム」への通級）での指導を原則とする。

文　教　委　員　会　報　告　資　料

令和８年１１月１３日

件　　名	**外国にルーツを持つ児童・生徒の授業理解支援に係る多言語同時翻訳機能の活用について**
所管部課名	教育指導部教育指導課
内　　容	**１　目的・背景** 外国にルーツを持ち、日本に来て間もない等の理由で日本語指導が必要な児童・生徒の授業理解を支援するため、児童・生徒のタブレット端末において、授業中の教員の発話を翻訳し、また、字幕表示する機能を活用する。 **２　実証利用** 令和８年６～７月に新田学園で、児童・生徒10名に対して実証利用を行った。 （１）施行したツール（各ツールを２週間ずつ利用した） ア　Google Class Tools イ　ポケトーク for スクール （２）利用した児童・生徒へのアンケート結果 両ツールとも「授業が分かりやすくなった」「今後も利用したい」といった肯定的な意見が得られた。特定のツールを支持する声はなかった。 （３）利用した教員へのヒアリング結果 「翻訳表示を確認しながら頷く場面が見られるなど、授業内容の理解に繋がっている様子が見られた」「児童・生徒の『分からない』という不安感や負担感が軽減され、本機能の活用は有効」といった肯定的な評価を得られた。 また、児童・生徒に配付しているChromebookとの接続性や操作性、管理面から、「授業での利用に関しては、Google Class Toolsが活用しやすい」との意見だった。

ツール名称	接続性・操作性	管理面
Google Class Tools	Chromebook上で起動し、教員の発話を音声認識して、児童・生徒が選択した言語に翻訳し、画面下部に字幕表示する。	Google の既存環境で利用でき、Classroomに登録された児童・生徒が利用できる。
ポケトーク for スクール	Webブラウザ上で起動し、画面左側に教員が発話した日本語字幕、右側に児童・生徒が選択した言語の翻訳字幕を表示する。授業中に翻訳を閲覧する場合、授業で使用する画面と当該翻訳画面を切り替える等の必要がある。	教員が作成した翻訳画面のURLを知っていればアクセスできる仕様のため、利用者を限定・管理できない。

	３　採用するツール 児童・生徒及び教員の意見を踏まえ、「Google Class Tools」を採用する。 なお、既に区が導入している「Google Workspace for Education Plus」に含まれている機能であるため、新たな費用は発生しない。 ※　現在、区の利用環境では本機能を未開放としている。 **４　今後の方針** 「Google Class Tools」は、授業支援のためのツールであり、その機能の一つとして翻訳機能を備えている。現在、学校 ICT 推進課において実施している、設定の検証や利用マニュアルの作成、学校への周知も鑑み、令和９年１月からの全校導入を目指し、検討を進めている。同課による導入後、翻訳機能についても、各学校の実情に応じた活用を開始する。

文　教　委　員　会　報　告　資　料

令和８年１１月１３日

件　　名	**令和８年度　台風時のオンライン対応の結果について**
所管部課名	教育指導部教育指導課

内　　容

台風時の小中学校のオンライン学習の実施結果と、課題を出した場合の出欠の取り扱いについて、以下のように報告する。

１　オンライン学習　対象日及び事由

（１）令和８年６月３日（水）　台風接近による

（２）令和８年９月７日（月）　線状降水帯発生予報による

２　オンライン学習実施結果

（１）令和８年６月３日（水）

小学校	実施	未実施	合計
１年	21	46	67
２年	56	11	67
３年	61	6	67
４年	62	5	67
５年	62	5	67
６年	62	4	66
特別支援	11	12	23

※平野小（６年）自然教室

中学校	実施	未実施	合計
１年	29	3	32
２年	29	4	33
３年	30	3	33
特別支援	4	8	

※千寿青葉中（１年）自然教室

※十二中、十四中 休校

（２）令和８年９月７日（月）

小学校	実施	未実施	合計
１年	18	48	66
２年	35	31	66
３年	37	29	66
４年	36	30	66
５年	37	29	66
６年	36	30	66
特別支援	6	16	22

※東渕江小 休校

中学校	実施	未実施	合計
１年	22	11	33
２年	21	12	33
３年	21	12	33
特別支援	2	9	11

※東綾瀬中、花畑北中 休校

※　オンライン学習未実施の理由

６月３日（水）

ア　小学校１年生では、６月には未だタブレットを配付していない学校もあった。

イ　前日に課題のプリントを配付したり、ＡＩドリルで取り組む範囲を指定する等して対応した。

ウ　中学校では、定期試験前であったため、試験対策を行うように通知した学校もあった。

９月７日（月）

ア　オンライン対応の決定が前日の日曜で、準備ができなかった

※　休校の理由

６月３日　第十二中は前日が体育祭の代休で、タブレットを持ち帰っていない生徒が多かったため。第十四中はタブレットを持ち帰っていない生徒が多いと判断したため。

９月７日　東渕江小はノーメディアウィーク（その週はタブレットを持ち帰らない、読書週間に合わせた学校独自の取り組み）で、家に持ち帰っていない児童が多かったため。
東綾瀬中・花畑北中は避難所になったため。

３　課題と出席の関係　　完　成：完成しなければ出席扱いしなかった
未完成：未完成でも出席扱いとした

（１）令和８年６月３日（水）

小学校	完成	未完成	合計
１年	0	67	67
２年	0	67	67
３年	0	67	67
４年	0	67	67
５年	0	67	67
６年	0	66	66
特別支援	0	23	23

※平野小(6年)自然教室

中学校	完成	未完成	合計
１年	0	32	32
２年	0	33	33
３年	0	33	33
特別支援	0	11	11

※千寿青葉中(1年)自然教室

※十二中、十四中 休校

（２）令和８年９月７日（月）

小学校	完成	未完成	合計
１年	0	66	66
２年	0	66	66
３年	0	66	66
４年	0	66	66
５年	0	66	66
６年	0	66	66
特別支援	0	22	22

※東渕江小 休校

中学校	完成	未完成	合計
１年	0	33	33
２年	0	33	33
３年	0	33	33
特別支援	0	10	10

※東綾瀬中、花畑北中 休校

４　今後の方針

（１）オンライン学習の日常化をより一層進め、突発的な自宅学習においてもオンライン学習が実施できるようにする。

（２）小・中学校が台風等の際にオンライン学習を円滑に実施できるよう「自然災害時における休校及びオンライン学習等の実施に関するガイドライン」（Ｐ６８～６９参照）を策定した。同ガイドラインでは、オンライン学習等の実施判断のタイミングや、週の初日（月曜日）に実施が想定される場合のタブレット端末等の事前持ち帰りについても定めている。

（３）課題と出席の関係について
　次回のオンライン学習の機会に、念のために課題の完成を出席の要件としないことを改めて学校に伝達する。

自然災害時における休校及びオンライン学習等の実施に関するガイドライン

令和８年１０月２８日

「【別紙】台風、地震、水難等自然災害時の登下校の対応について（令和８年度５月改訂)」については、これを廃止する。

１　基本方針

授業日に、台風や大雨、その他の自然災害発生の可能性がある場合は、「児童・生徒の命を守ること」を最優先とし登校させず、ＩＣＴを活用したオンライン学習等を実施する。

各学校においては、このような状況下でも「学びを止めない」ためにＩＣＴの活用の日常化も含め準備をしておくこと。

２　オンライン学習等への切替判断基準

足立区において[1]防災気象情報「レベル４（大雨危険警報の可能性『高』等）以上」、[2]「線状降水帯の発生」、[3]「特別警報（『暴風』『大雪』『暴風雪』等)」、[4]「警報（『暴風』『暴風雪』)」の発表が懸念される場合、足立区教育委員会がオンライン学習等の実施を決定する。

（１）想定される対応

以下に示す内容を基本とし、教育委員会が判断する。

【休校】【オンライン学習】【登校時刻の変更】

（２）判断のタイミング

原則、オンライン学習等を実施する日の前日正午までに足立区教育委員会が決定する。ただし、判断のタイミングは、線状降水帯の発生見込み等の実態に応じて異なる場合がある。

※　週の初日（例えば月曜日）にオンライン学習等が必要であると想定される場合は、前週の最終日（例えば金曜日）にタブレット端末等の持ち帰りの対応をする。

（３）通知

決定後速やかに、学校・保護者に対して、足立区教育委員会より一斉連絡する。なお、課題の配信等、オンライン学習の詳細については各学校より行う。

３　休校によるオンライン学習の中止・避難優先基準

（１）オンライン学習を開始した後に、学校が避難指示の対象地域に含まれるなど、オンライン学習の実施が困難となった場合はオンライン学習を中止し、休校とする。

（２）ただし、（１）によらずともやむを得ずオンライン学習が実施できないと教育委員会が判断した場合は、休校とする場合がある。

※　避難指示は「高齢者等避難」➢「避難指示」➢「緊急安全確保」の順で発令される。

４　学校ごとのオンライン学習等へ切替について

足立区教育委員会が「オンライン学習」と判断しなかった場合でも、地域を流れる河川の「外水氾濫」及び地域の「内水氾濫」の危険性、教員の出勤の可否等を鑑みて、教育委員会と協議の上、校長がオンライン学習等への切替※を判断することができる。

※休校、登校時刻の変更等について、教育委員会と協議の上、判断すること。

５　オンライン学習等の授業時数及び出欠席について

（１）授業時数の取扱いについて

オンライン学習等は授業時数として計上する。

（２）出欠席の取扱いについて

① オンライン学習に参加した児童・生徒は出席とする。

② オンライン学習が実施できない場合、学習課題の提出をもって出席とする。ただし、課題の完遂をもって出席とするのではなく、学習に取り組んだことが把握できれば出席の扱いとすることを、事前に周知する。

※取り組んだ課題の内容（完遂度や理解度）については、成績評価や事後指導へ適切に反映し、学習の質と公平性を担保する。

③ 家庭の環境等（インターネット環境、周辺機器、支援体制等）によって指定の課題に取り組めない場合、代替の学習等で家庭学習を進めたことを校長が確認し、出席とする。

６ 登校後の自然災害時における対応について

以下の項目に該当する場合、保護者等への引き渡し対応とする。

（１）震度５弱以上の地震が発生した場合。

（２）学校の所在地に、足立区から「高齢者等避難」以上が発令された場合。

※災害の状況に応じて一時的に児童・生徒を学校に留め置く場合がある。

（３）学校に避難所が開設された場合（自主避難所の場合を除く）。

７ 関連事項

（１）自然教室【学務課　自然教室係】

学校が休校となる場合でも、出発当日の天候回復かつ警報解除が見込まれ、児童生徒・教員の参集が可能な場合は、行先・移動経路の安全を確保のうえ、校長判断により実施可能。

また、休校の基準を満たさない場合（オンライン学習等の実施時）も同様に、当日朝６時の警報の有無を確認し、安全を確保した上で出発時刻の変更等を含めて校長が挙行を判断する。

（２）あだち放課後子ども教室【青少年課学校地域連携担当】

学校がオンライン学習対応や休校、または保護者等への引き渡し対応を実施する場合は、運営を停止する。ただし、学童保育室と一体的に運用している教室については、学童保育室の運営に合わせる。

（３）学童保育室【学童保育課　学童運営係】

学校が休校となる場合は休室とし、オンライン授業の場合は通常通りの時間帯で開室する。詳細は学童保育課から都度、学校・保護者に通知する。

（４）チャレンジ学級、あすテップ【教育相談課　西新井教育相談係】

学校がオンライン学習対応や休校となる場合は、休級とする。

（５）会計年度職員の出勤【各所管課】

学校がオンライン学習対応や休校となる場合でも原則は出勤とする。

（６）学校給食【学務課　給食係】

休校やオンライン授業となり、学校給食の提供が中止となる場合は、各校から（食材のキャンセルまたは朝の受取りができない旨を）食材納品業者へ連絡する。

ただし、一部の業者（雪印メグミルク、東京都学校給食会（パン、麺含）ミアヘルサ、浅野商店、阿久津ブロイラー、馬場青果）に対する連絡は、学務課から一括して行う。

（７）学校に係る地域の方・協力者へのご連絡【各学校】

開かれた学校づくり協議会、シルバースタッフ、学童擁護員や登下校の見守りボランティア等、学校関係者の方々に対し、可能な範囲での周知を行う。

※なお、シルバー人材センターに対しては、念のため、学務課からも情報提供する。

※連絡先については、あらかじめ一覧表を用意しておく

文　教　委　員　会　報　告　資　料

令和８年１１月１３日

件　　名	**学校生活に関するアンケート調査分析結果に基づく取組状況（中間報告）について**
所管部課名	教育指導部不登校施策推進担当課

内　　容

不登校の実態と要因を捉え支援策を講じるため、令和７年９月に実施した「学校生活に関するアンケート調査」の分析を踏まえた今後の支援内容を令和８年７月の文教委員会で報告した。その支援内容の現在の取組状況を以下のとおり報告する。

１　取組の全体像

【令和８年７月文教委員会報告内容】

	支援内容	取組
意識改革	①　子どもの教育に関わる大人向け学識経験者による研修の実施	**①　意識改革研修を実施【項番２】**
環境改善	②　「友だち関係」を中心としたクラスづくり	**②　意識改革研修を実施【項番２】**
	③　オンライン授業、SSR など子どもの状況に合わせた校内環境創設	**③　オンライン授業配信ガイドラインの策定【項番３】** **③　小学校版 SSR のモデル実施【項番４】**
	④　子どもたちが「自分がどうありたいのか」イメージを持てるような動機付けの推進	**④　「お金に関する学び」の動画配信を実施【項番５】**
	⑤　不登校生徒への進路指導や進路/進学情報の提供を強化	**⑤　進路進学に関する情報発信【項番６】**
体制改善	⑥　担任、SC 及び SSW 等の連携による子どもへの早期アプローチ	**⑥　アプリを活用した声かけをモデル実施【項番７】**
	⑦　区の不登校関連事業をまとめた一覧を学校が子どもと保護者に周知	**⑦　早期支援のためのリーフレットを配付【項番８】**
	⑧　「安心」と「成長」を感じられる子どもに合う居場所の創設	**⑧　小学校版 SSR のモデル実施【項番４】**
	⑨　子どもが自分に合った相談相手と相談できる環境づくり	**⑨　意識改革研修を実施【項番２】**
	⑩　子どもが相談しやすいよう様々な相談機会や相談方法を提供	**⑩　アプリを活用した声かけをモデル実施【項番７】**

２　意識改革研修の実施【前頁「取組の全体像」の①、②、⑨】

（１）対象

全教員

※　関係団体へは、令和８年１２月の不登校支援連絡会にて視聴機会を提供予定

（２）研修期間

令和８年８月２４日～１０月１６日

（３）研修形式

オンデマンド（動画配信）

（４）内容

①　第一部「学校で大切にしていること」

学校生活で大切にしていることが**「特にない」は登校への負の影響が大きくなる可能性**

②　第二部「居場所と将来の楽しみ」

「居場所」が将来の楽しみに繋がる可能性

③　第三部「夢と希望推進モデル」

「シエスタ」を参考モデルとした不登校未然防止の取組み

教職員のウェルビーイングの向上も肝要

（５）研修後の教員アンケート結果分析

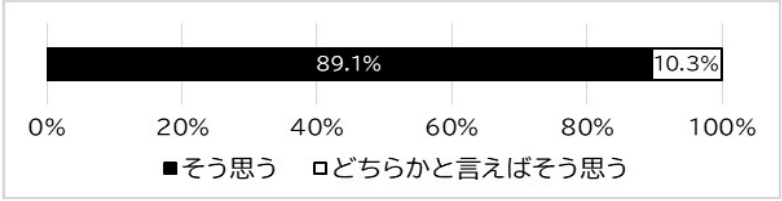
ほぼ全数（99%以上）がポジティブな回答となっている。また、自由記述欄の記載が約４６％あり、「学校が居場所になれるように安心できる場とする」「子どもたちへの声かけを継続していく」などの声が多くあった。なかには「この研修実施後に教員たちの子どもたちへの声かけが積極的になった」との声もあり、研修が教員の意識改革に繋がっているものと考えられる。

【アンケート回答】（10/16 時点）

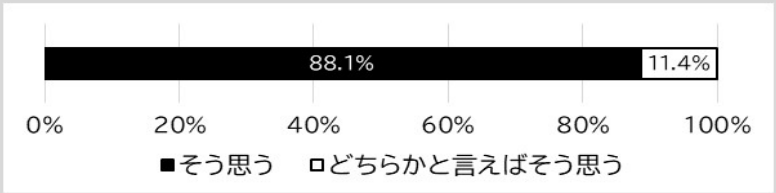
回答比率は回答者数を基礎とし、回答数が１ケタ台の選択肢（「どちらかと言えばそう思わない」「そう思わない」）を除いて算出しているため、比率の合計が１００％に満たない。

	教員数	回答数	回答率
小学校	1,751 人	1,339	76.4%
中学校	904 人	618	68.3%
全体	2,655 人	1,957	73.7%

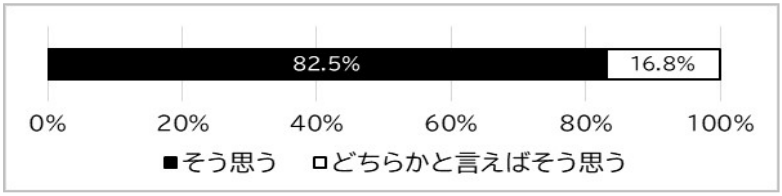
Q1　いつ誰が不登校になってもおかしくない、という危機感を持てた。



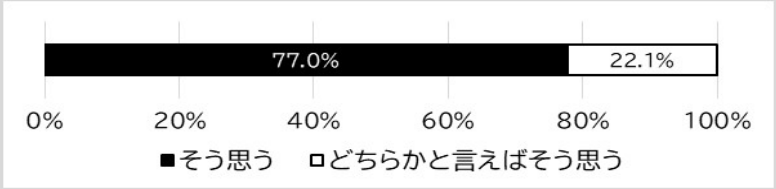
Q2　不登校の要因は児童・生徒や家庭の事情だけでなく、学校環境や教員の関わり方も大きく影響していると改めて感じた。



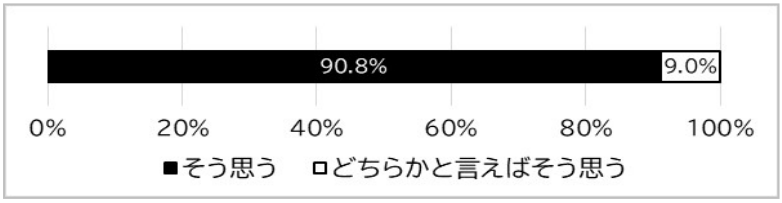
Q3　自分のクラスで不登校/登校渋りが起きたらどうするかという視点で具体的に想像しながら受講できた。



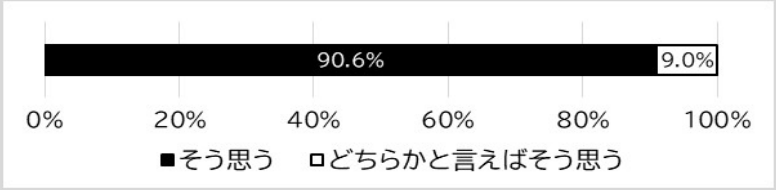
Q4　自分自身の児童・生徒への接し方や、学級経営、授業づくりについて、見直すべき点に気づくことができた。



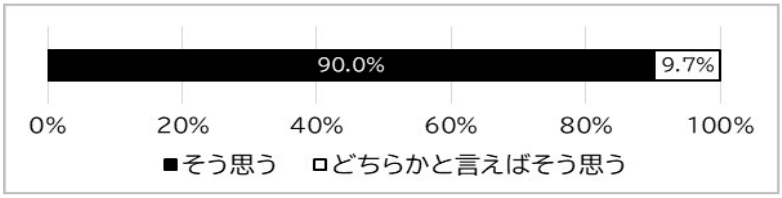
Q5　児童・生徒が発する「いつもと違うサイン（登校状況の変化、表情の変化、グループからの孤立など)」を、日常的に見逃さない、という意識が高まった。



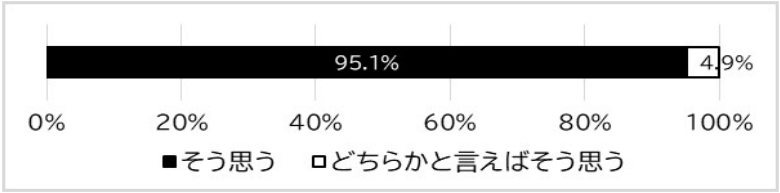
Q6　教室の中に、すべての児童・生徒が「自分の居場所がある」と感じられるような雰囲気づくりを、明日から実践したい。



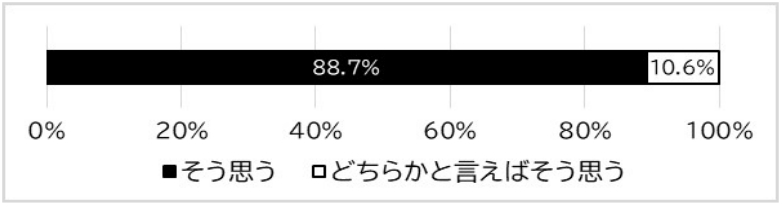
Q7　不登校の兆候や相談があった際、「誰かが対応するだろう」ではなく、まず自分が最初の受け止め役（傾聴者）になる。



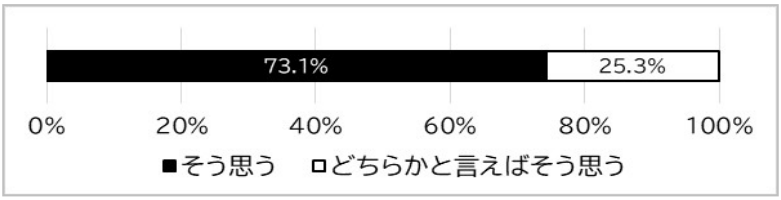
Q8　不登校支援において、一人で抱え込まずに、学年、スクールカウンセラー及び関係機関などと「チーム」で連携することの重要性を認識できた。



Q9　不登校の児童・生徒が抱える不安や葛藤を受け止め、これまでよりも深く理解しようという気持ち（寄り添う姿勢）が強くなった。



Q10　研修受講後、具体的に「これを変えよう、試してみよう」と思える行動（声かけ、観察、職員間の連携など）が見つかった。



自由記述　一部抜粋

意識改革	①　子どもの気持ちを聞き、受け止め、教員間で共有し、早期に解決できる道筋を見つけることの大切さを理解した。 ②　個よりも全体を優先した望ましさを押し付けてしまいがちではないかと反省した。
環境改善	①　一人一人のウェルビーイングについて学校の環境について見直していく。 ②　安心安全な職場環境を維持する学校経営に取り組んでいく。
体制改善	①　今回の研修後から学校の体制が少し良い方向に変化した。担当教員のみでなく、管理職や養護教諭、その他の教員も積極的に声かけをしてくれるようになった。 ②　日頃の声かけや面談、授業や休み時間での様子などから生徒の変化を捉え、必要に応じて学年や関係する教員と早い段階で情報を共有していく。

３　オンライン授業配信ガイドラインの策定【P70「取組の全体像」の③】

オンライン授業配信を希望する不登校児童・生徒へのオンライン授業を実施するため、各校が参照できる本ガイドラインを策定した。

（１）作成方法

教育委員会による学校視察やオンライン授業を実施している実践事例を基に、教員・保護者双方に向けたガイドラインを作成

（２）ガイドラインの内容

ア　操作方法

イ　好事例の紹介

ウ　オンライン授業配信のルール、注意点　など

（３）周知時期

１０月下旬に学校に周知済み

４　SSR の拡大【P70「取組の全体像」の③、⑧】

（１）小学校　※　（仮称）小学校版 SSR

令和８年１０月下旬から順次、８校でモデル事業実施

モデル実施の効果検証後、モデル校８校以外は令和１０年４月に環境整備を行い、「SSR」に移行予定。

（２）中学校

令和８年度は３５校中２５校まで拡大し令和９年度に全校設置予定。

５　キャリア教育の実施【P70「取組の全体像」の④】

（１）SSR 等利用者への動画配信

チャレンジクラス「シエスタ」で行った「お金に関する学び」の動画配信を実施

（２）配信期間

令和８年１０月１日（木）～１１月３０日（月）

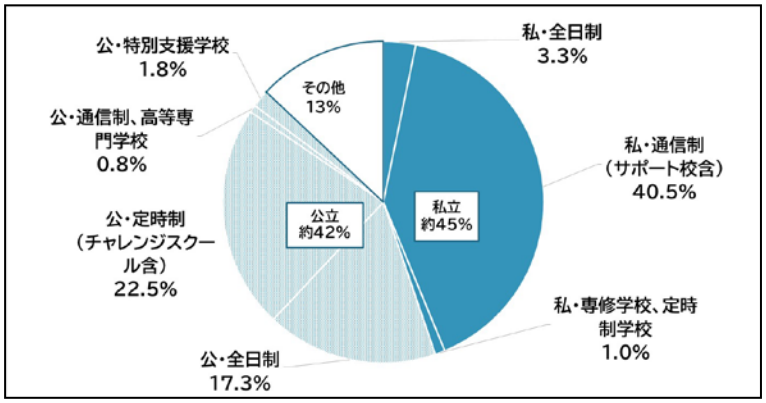
６　進路進学に関する情報発信【P70「取組の全体像」の⑤】

（１）令和７年度進路/進学実績情報の周知

進学先の校名などを不登校支援ポータルサイトにて公開した。

登校に不安を抱える生徒、保護者が参考にできるよう、今後も進路/進学情報の提供に努めていく。

【不登校生徒の進学状況（R７）】



（２）「子どもの多様な学びと進路のフェア」の実施

ア　対象

不登校または登校渋りのある児童・生徒の保護者

※　児童・生徒本人の参加も可

イ　会場

こども支援センターげんき

ウ　開催日時

令和８年１１月２９日（日）１３時～１６時

エ　内容

（ア）基調講演

（イ）出展団体紹介

① 学校（５団体程度）
学びの多様化学校、都立チャレンジスクール、都立定時制高校、通信制高校

② 民間団体（１０団体程度）
フリースクール、認定ＮＰＯ法人、一般社団法人、その他任意団体

※　資料配布のみの参加も可

（ウ）保護者の体験談　など

７　教員からのアプローチ【P70「取組の全体像」の⑥、⑩】

教員が子どもの変化に気づきアプローチしやすくなるよう「心の健康観察アプリ」を活用したモデル事業を開始。教員にアンケートを実施し、効果検証を行い、事業継続か判断する。

（１）内容

児童・生徒が心と身体の調子を４段階で選択し児童・生徒の状態に応じて教員が声掛けを実施

（２）実施校

東加平小学校、第十一中学校

（３）実施期間

令和８年１０月１３日（火）～令和９年１月２９日（金）

８　保護者への早期支援【P70「取組の全体像」の⑦】

不登校傾向がみられた段階で早期支援につなげるための情報をまとめたリーフレットを配付

（１）配付時期

令和８年９月以降

（２）配付方法

学校での面談や家庭訪問により、教員から保護者に手渡し

文　教　委　員　会　報　告　資　料

令和８年１１月１３日

件　　名	**令和８年度登校サポーターの勤務時間と業務内容の拡充について**
所管部課名	こども支援センターげんき教育相談課

内　　容

小学校の別室・ＳＳＲの開設時間が制限されている状況を改善するため、登校支援と別室・ＳＳＲ支援に従事する「登校サポーター」の勤務時間と業務内容の拡充を行う。

１　登校サポーター（小学校）の現状と課題

（１）登校サポーター（全体）の登録者数（令和８年８月末現在）

登録者数１８１人（配置１５０人、未配置３１人）

２　登校サポーター（小学校）の配置時間と勤務条件における課題と対応策

	課題	対応策【R8.12～】
①開設状況と勤務時間	別室・ＳＳＲを**「週２０時間（５日・１日あたり４時間）」**開設している学校が多い一方、勤務時間が上限週１５時間と制限がある。そのため、開設時間を制限せざるを得ないことがある。	登校サポーターの勤務時間の**上限を週１５時間から週２０時間に拡大**し、別室・ＳＳＲの開設時間中の登校サポーターの常駐を可能にする。
②勤務条件	登校サポーターからも勤務拡大を求める声があった一方、一部では税制上の扶養範囲内で勤務したいとの意見があった。	税制上の扶養範囲内での勤務希望にも配慮し、週１５時間から週２０時間を勤務時間の上限とする。
③業務内容	欠席や早退などで別室を利用する児童・生徒がいない場合、勤務終了となる。	別室・ＳＳＲの環境・教材準備・記録記入等を業務と位置づけ、**児童・生徒が不在時も勤務可能とする。**

３　開始時期：令和８年１２月１日

４　登校サポーターへの勤務形態検討調査結果（８月実施）

（１）内容「今年度（令和８年度）の勤務形態の拡大について」

（２）対象者：登校サポーター登録者１８１名（８月１日付任用含む）

（３）回答数：１３９名（回答率７７％）

（４）週２０時間を上限とする勤務を希望する人数：５６名（約４０％）

→週２０時間勤務へ拡大することで、既存の登校サポーターを最低５６名の配置校（内、小学校勤務２４校【Ａ】）で開設対応時間を増やすことができる。

５　２４校【Ａ】の登校サポーターの勤務時間拡充による開設時間拡大校数の見込み（シミュレーション）

	令和８年８月末現在	令和８年１２月以降
勤務時間	週１５時間	週２０時間
小学校 開設状況 (別室･SSR)	① 別室開設 52 校 ② ①のうち開設時間が不足していると回答した学校 25 校(48%)【B】	① 別室・SSR 開設 60 校 ② 【B】のうち、【A】により開設時間の拡充が見込まれる学校 24 校（96%） ↓ 残り１校については、11 月以降の公募の中から追加配置する。

６　今後の方針

勤務時間の上限及び業務内容の拡充した効果を検証し、さらなる勤務時間の上限拡大も視野にいれていく。

文　教　委　員　会　報　告　資　料

令和８年１１月１３日

件　　名	**興本扇学園施設更新に伴う設計等業務委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について**
所管部課名	学校運営部学校施設管理課
内　　容	興本扇学園施設更新に伴う設計等業務委託事業者選定委員会におけるプロポーザル方式での審査の結果、以下の事業者を契約の相手方として特定したので報告する。 **１　業務名** 興本扇学園施設更新に伴う設計等業務委託 **２　業務目的、内容** （１）業務目的　興本扇学園の老朽化に伴う施設更新 （２）業務内容　基本構想、基本計画、基本設計、実施設計等 **３　特定した相手方** （１）事業者名　株式会社　久米設計 代表取締役　能口　卓也 （２）所 在 地　東京都江東区潮見二丁目１番２２号 **４　申込事業者数** ４事業者 **５　提案価格** ８２８，６４９，８００円（税込） **６　業務期間** 契約締結日の翌日から令和１１年１２月２１日まで **７　特筆すべき提案概要、評価した理由・ポイント** （１）コンパクトな造りで延床面積を縮減し、建設コストが抑えられるような工夫がされていた。 （２）学校改築の実績や経験、教育の専門家からの意見を聴取するなど、教育環境整備の研究が熱心にされており、９年間の一貫教育目的実現に寄与する提案がされていた。 （３）異学年をつなぐ交流スペースや個の居場所としての空間など、多様な学びの拠点を明確に配置した学習環境が提案されていた。

８　特定までの経緯

（１）公募期間　令和８年５月１８日から同年６月２日まで

（２）選定委員会

ア　委員会開催状況

	開催日	内　容	審査事業者数
第１回	令和８年 ４月２７日	選定方法や評価項目等の確認	－
第２回	令和８年 ７月１３日	第一次審査(提案書提出者の選定：書類審査)	４事業者
第３回	令和８年 ８月２６日	第二次審査(プレゼンテーション参加者の選定：書類審査)	４事業者
第４回	令和８年 １０月１６日	第三次審査(事業者の特定：プレゼンテーション、ヒアリング)	３事業者

イ　委員構成（計５名）

種別	氏　名	役　職　等
学識経験者	廣兼　周一 【委員長】	早稲田大学ＯＩ戦略研究機構 ＦＣＭ
	藤森　裕治	文教大学教育学部発達教育課程教授
区　民	鮎川　博司	まちづくりカウンセラー
	飯ケ谷　美惠	興本扇学園開かれた学校づくり協議会会長
区職員	中村　明慶	教育長

ウ　審査項目及び審査結果

Ｐ８１「興本扇学園施設更新に伴う設計等業務委託提案書提出者選定結果（第一次）及び提案書特定結果（第二次、第三次)」のとおり

９　今後のスケジュール（予定）

（１）令和　８年１２月～令和　９年　３月　基本構想・基本計画書作成

（２）令和　９年　４月～令和　９年１２月　基本設計作成

（３）令和１０年　１月～令和１１年　１月　実施設計作成

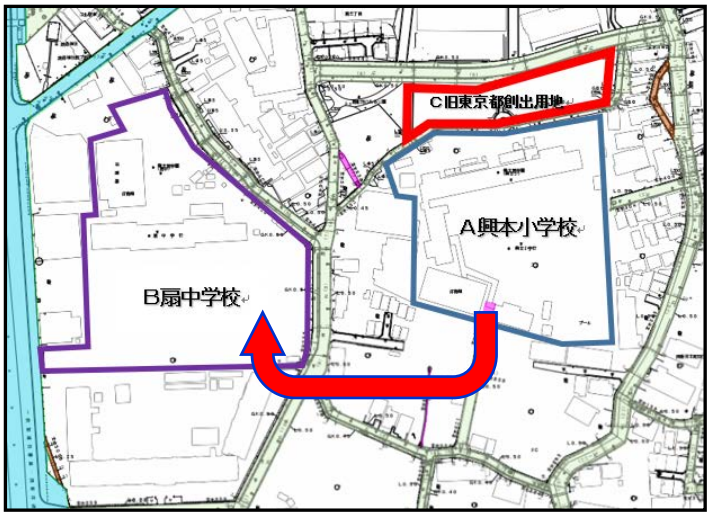
（４）令和１１年　２月～令和１１年　８月　計画通知等諸手続

１０　学校位置図

（１）改築前（興本小学校と扇中学校分離校舎）

ア　扇中学校を増築のうえ、仮設校舎とする。

イ　興本小学校が仮設校舎へ引っ越す。



（２）改築後（興本扇学園小中一体型校舎）

ア　取得した旧東京都創出用地も含め、小中一体型校舎へ改築。

イ　仮設校舎から興本扇学園（旧興本小学校）へ引っ越す。



※　旧扇中学校跡地の取扱いは今後、庁内で検討する。

興本扇学園施設更新に伴う設計等業務委託提案書提出者選定結果及び提案書特定結果

1　提案書提出者選定結果（一次審査）

	評価項目	評価の視点	指標	配点	第一順位事業者	A	B	C
1	業務遂行力	本業務を遂行するために十分な作業員を有しているか	責任者や担当者の配置、業務実施体制、技術協力体制（積算や教育施設の専門家を含む）、有資格者数等	100	100	100	84	58
2		本業務を円滑に進めるために十分な技術者の配置になっているか		100	84	88	88	80
3		必要な技術協力の体制が検討されているか		100	84	84	88	54
4	業務実績	本業務の遂行に有効な経験や実績、知識等を有しているか	同種又は類似業務の実績等	150	120	138	114	126
5	経営状況	経営基盤や財務状況が健全か	財務諸表	50	30	50	30	50
合計				500	418	460	404	368
6	区内事業者加算	区内に本店のある事業者に合計の10%を加点		50	0	0	0	0
総合計					418	460	404	368
結果					提案書提出者に選定	提案書提出者に選定	提案書提出者に選定	提案書提出者に選定

※一次審査の点数は二次審査には持ち越さない

2　提案書特定結果（二次審査・三次審査）

	評価項目	評価の視点	指標	配点	第一順位事業者	A	B	C
1	業務の実施方針	ア　業務の遂行に必要な体制が組まれているか イ　無理のない設計業務の実施手順が計画されているか ウ　区民の意見や要望を反映する手法は適切か エ　積算、教育施設、教育施設を中心としたまちづくり等に関する助言等の協力者を配置するか	実施方針書	100	90	88	74	70
2	技術的提案内容	ア　課題を解決する、独創性と実現性を備えた提案内容となっているか。 イ　提案内容について論理的で説得力がある説明か。	技術提案書	ー	ー	ー	ー	ー
		技術提案課題①【全体計画】　「新しい時代の学びを実現する学校施設についての提案」 ア　学校全体を学び・生活の場として捉え、多様な学びに対応できる施設の考え方 イ　地域社会と連携・協創していく拠点としての学校施設の考え方 ※　「足立区教育振興ビジョン」との整合を図る		75	63	66	57	54
		技術提案課題②【小中一体型校舎の計画】「小中一貫教育の目的実現に寄与する学校施設の提案」 ア　９年間の系統性・連続性のある教育活動を効果的に実施できる施設環境の確保 イ　９学年の児童生徒がひとつの校舎で学校生活を送る上での、発達段階、安全性に配慮した施設計画 ウ　小・中学校段階の教職員の一体性を促し、一貫教育に適合した学校マネジメントを可能にする施設環境の確保		100	96	96	76	61
		技術提案課題③【避難所としての計画】「地域性を考慮した避難所の提案」 ア　地震時及び水害時における避難所としての効率的な建築及び敷地の考え方。 ※「足立区地域防災計画」との整合を図る		25	22	22	20	20
		技術提案課題④【施工計画・環境計画】　「合理的、経済的な施工計画の提案」 ア　施工から解体までのライフサイクルコスト縮減についての考え方		50	42	42	41	35
3	コスト	提案内容に対する設計費用の見積りは妥当か	設計費用の見積り額	50	37	37	38	38
二次審査合計				400	350	351	306	278
二次審査結果					三次審査参加	三次審査参加	三次審査参加	三次審査非選定
4	プレゼンテーション・ヒアリング	ア　説明に説得力があるか イ　質問の意図・目的を理解し、的確かつ信頼できる内容で回答されたか ウ　参加意欲が感じられるか	プレゼンテーション・ヒアリング	100	97	89	69	ー
二次審査・三次審査合計				500	447	440	375	ー
5	区内事業者加算	区内に本店があり、対象業務区域が区内である場合　5%		25	0	0	0	0
		区内に本店があり、対象業務区域が区外である場合　4%		20	0	0	0	0
		区内に支店があり、対象業務区域が区内である場合　3%		15	0	0	0	0
		区内に支店があり、対象業務区域が区外である場合　2%		10	0	0	0	0
総合計					**447**	**440**	**375**	**ー**
結　果					**特定**	**次点**	**非特定**	

文　教　委　員　会　報　告　資　料

令和８年１１月１３日

件　　名	**花畑地区の適正規模・適正配置実施計画案（第２版）の関係者説明の結果について**
所管部課名	学校運営部学校適正配置担当課

内　　容

令和８年７月に策定した「花畑地区の適正規模・適正配置実施計画案（第２版）」の関係者説明の結果について報告する。

１　「花畑地区の適正規模・適正配置実施計画案（第２版）」概要

（１）統合対象校等

	中学校	小学校
統合対象校	花畑北中学校と花畑中学校	花畑西小学校と桜花小学校
統合後の学校配置	①　花畑中学校を改築し、統合校の新校舎とする。 ②　改築期間中は、花畑北中学校校舎を統合校の仮校舎として活用する。 ③　改築の際は花畑第一小学校を併設し「施設一体型」として整備する(※)。	①　桜花小学校を改築し、統合校の新校舎とする。 ②　改築期間中は、花畑西小学校校舎を統合後の仮校舎として活用する。

※　「花畑地区学校統合に伴い、魅力ある公教育、教育環境を実現し文教地区・花畑を目指すことを求める請願（平成２９年６月に区議会で採択)」を踏まえて検討。

（２）主なスケジュール（予定）

	中学校 （花畑北中＋花畑中）	小学校 （花畑西小＋桜花小）
令和　８年１２月	統合地域協議会(※)の設置	
令和　９年　２月	⇩	統合地域協議会(※)の設置
令和１２年　４月	学校統合 （仮校舎で学校運営）	⇩
令和１４年　４月	⇩	学校統合 （仮校舎で学校運営）
令和１７年　４月	新校開校	⇩
令和１８年　４月		新校開校

※　統合対象校の「開かれた学校づくり協議会」代表者中心に構成

２　計画（案）の関係者説明の結果

（１）関係者

ア　開かれた学校づくり協議会

学校名	日程
花畑北中学校	令和８年　９月１８日（金）
花畑中学校	令和８年　９月２４日（木）
花畑第一小学校	令和８年１０月　６日（火）
花畑西小学校	令和８年１０月１５日（木）

イ　保護者説明会

回数	保護者説明会日程	会　場	参加者数 （うち保護者）
1	令和８年１０月１７日（土） 午前１０時～午前１１時	花畑第一小学校 体育館	２２人 （９人）
2	令和８年１０月１７日（土） 午後２時～午後３時	花畑北中学校 体育館	２０人 （５人）
3	令和８年１０月２０日（火） 午後７時～午後８時	花畑中学校 １階ランチルーム	９人 （１人）
4	令和８年１０月２１日（水） 午後７時～午後８時	花畑西小学校 体育館	１５人 （２人）
5	令和８年１０月２４日（土） 午前１０時～午前１１時	桜花小学校 １階多目的室	１８人 （０人）
6	令和８年１０月２４日（土） 午後２時～午後３時	花畑西小学校 ３階ランチルーム	１３人 （５人）

（２）主な質疑要旨

ア　統合について

No.	質問	回答
1	花畑西小学校は渕江第一小学校の学区域を加えれば、適正規模になるのではないか（保護者説明会）。	渕江第一小学校の学区域の一部（保木間五丁目）を花畑西小学校の学区域に加えた場合、一時的に学級数は増えるが、将来的には小規模に戻ってしまうと分析しており、学区域変更では根本的な解決にはならないと考えている。
2	花畑北中学校と花畑中学校の統合時に新しく標準服を作る場合、保護者の費用負担はどうなるか（保護者説明会）。	統合時の新２年生・新３年生の標準服については、保護者の負担が増えないよう、区が費用負担することを検討していく。
3	統合に伴って学区域外の学校へ入学を希望する際に優遇措置はあるのか（保護者説明会）。	統合等を理由に、隣接する学区域の学校を希望する場合は、学区域内の児童・生徒に次ぐ順位にできる措置がある。

4	学校の統合について、当事者である子どもの意見を聞いてほしい（保護者説明会）。	統合の可否はセンシティブな内容のため、区では大人の責任で決めるべきと考えている。一方で、新校の校名や校章等は子どもの意見を伺い十分に尊重していく。
5	桜花小学校と花畑西小学校の統合計画（案）では、花畑八丁目から仮校舎の花畑西小学校へ通うのは遠すぎる（保護者説明会）。	一部の児童が望ましい通学距離を超えることは認識しているが、区では早めに統合に関する情報を公表し、総合的に学校を選択していただきたいと考えている。 一方で、通学時の安全確保は重要なため、通学路の合同点検や学童擁護員の配置等を進めていく。
6	学校の統合について、住民投票をしてほしい（保護者説明会）。	現時点ではあくまでも素案であり、統合地域協議会で承認されて初めて成案化となるため、住民投票により、統合の可否を問うことは考えていない。

イ　施設一体型について

No.	質問	回答
1	施設一体型とは新田学園のように９学年編成の小中一貫校なのか（開かれた学校づくり協議会、保護者説明会）。	同一の建物内にあるが、中学校と小学校は別々であり、９学年編成の一貫校ではない。
2	小中一体型にすると、校舎が６階建てになるなど、窮屈にならないか（開かれた学校づくり協議会、保護者説明会）。	設計事業者が決まり次第、どのような建物にするか、検討する。
3	施設一体型のメリット、デメリットは何か（開かれた学校づくり協議会、保護者説明会）。	メリットは職員室を小中一緒にすることで、教員間の連携が強化され、児童・生徒間も交流しやすくなる。 デメリットは児童や生徒の体格を配慮した設備を整備する必要がある。
4	施設一体型の小・中学校を見学したい（保護者説明会）。	他自治体の事例見学については、統合地域協議会で要望があれば、改めて検討する。

ウ　跡地活用について

No.	質問	回答
1	跡地について、避難所の機能は残してほしい。地域が使用できる施設を作ってほしい（開かれた学校づくり協議会、保護者説明会）。	跡地利用については、地域のご意見や希望を伺う等、調査しながら関係所管と調整していく。
2	鹿浜地域では統合後の跡地活用が進まなかった。花畑西小学校もそうなるのではと心配している（保護者説明会）。	北鹿浜小学校跡地については、公募しても活用が決まらない期間はあったが、現在は国の廃校プロジェクトを通じて、前向きに話が進んでいる。 統合後の学校跡地の活用については、今後も地元のご意見を伺いながら、統合地域協議会でも検討していく。

エ　その他

No.	質問	回答
1	統合対象全５校の開かれた学校づくり協議会が集まって意見交換する場を設けてほしい（保護者説明会）。	小学校と中学校は別の計画（案）であること、各校の開かれた学校づくり協議会ではご指摘の意見は出ていないことから、全５校の開かれた学校づくり協議会を集めることは考えていない。
2	学校の統合はまちづくりの視点からも検討すべき（保護者説明会）。	まちづくりの所管とは密に情報共有しているが、あくまでも学校の統合は「将来の子どもたちの教育環境の向上」を第一に取り組んでいる。
3	保護者説明会の質疑は「見える化」してほしい。高齢者はホームページを見れない（保護者説明会）。	いただいた質問や意見の要旨を議会に報告した後、区ホームページで公開する。また、統合地域協議会でも共有し、「統合地域協議会ニュース」として地元の町会・自治会に配布する。
4	平成２９年度に採択された請願は「小中一貫校」を含む魅力ある公教育等を求める内容。今回の区の提案は当時議会が採択し	「小中一貫校」の設置では、小・中ともに学校規模は変わらず小規模は解消されないこと、当時の請願説明資料でも記載のとおり、新

	たものと趣旨が異なる（保護者説明会)。	たな「小中一貫校」の設置は「施設一体型」が望ましいこと等から、請願の願意を少しでも満たせるよう、今回ご提案した。
5	令和７年度の区ガイドラインでは、令和２４年度に年少人口が現状より増えると記載がある。学校の統合は令和２４年度になってから考えるべきだ（保護者説明会)。	一時的に増える見込みだが、現状とほぼ変わらず、その後は減少し続けることもガイドラインには記載している。 また、現状でも小規模状態が続く学校があるため、統合を先送りするのではなく、今から取り組む必要があると考えている。

（３）その他ご意見

ア　中学校の統合について、各校の開かれた学校づくり協議会で交流を持ちたい（開かれた学校づくり協議会)。

イ　子どもの人数が減っており、統合はやむを得ない（開かれた学校づくり協議会)。

ウ　統合に伴って施設が新しくなることは、子どもたちにとって良いことだと思う（開かれた学校づくり協議会)。

３　今後の方針

関係者の理解が得られるよう、引き続き丁寧に説明しながら、統合地域協議会の設置と実施計画（案）の成案化を目指していく。

文　教　委　員　会　報　告　資　料

令和８年１１月１３日

件　　名	**区立小・中学校における災害共済給付制度の運用の変更について**
所管部課名	学校運営部学務課
内　　容	学校管理下でのケガ等に対し、医療費や障害見舞金等の支給を行う「災害共済給付制度」について、令和９年４月より、区立小・中学校においても保育園等と同様の対応としたく報告する。

１　変更理由

（１）保護者に災害共済給付金を迅速に支払うため。

（２）マル乳・マル青と同様の対応とすることで、利用者が分かりやすくなるため。

２　変更内容

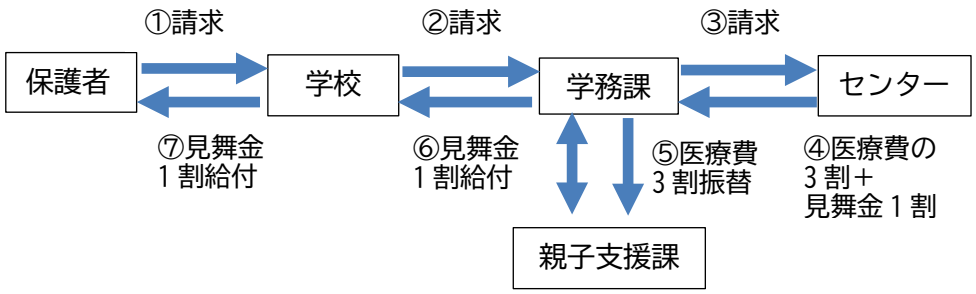
（１）主な変更内容

	変更前	変更後
マル子医療証との併用	併用可。	併用不可。 ※　マル乳マル青と同様。
給付金支払方法	センター→学務課（親子支援課に保険点数の確認後）→学校口座→保護者口座	センターから保護者口座へ直接振込が可能となる。 ※　ｼｽﾃﾑ改修により

（２）請求と給付の流れのイメージ

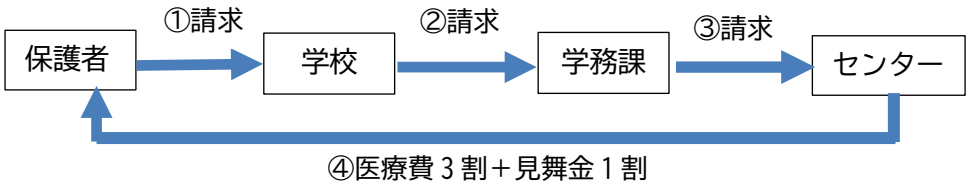
【変更前】

センターからの給付金が学務課と学校を通じて保護者に支給されるため、給付に時間がかかる。



【変更後】

直接、保護者口座に振込するため、スピーディに給付可能（今まで２～３ヶ月かかっていたが、１ヶ月程度で振込可能となる見込み）



３　現状

受診の際に自己負担金が生じないことを主眼とし、「災害共済給付制度」と「マル子医療証」の併用を行っていたが、事務が煩雑であり、請求から給付までの時間がかかっている。

４　変更によるメリットとデメリット

メリット	デメリット
①　申請から入金までの時間が大幅に短縮される（１～２か月程度）。 ②　教員の負担軽減につながる。（校長口座が廃止されるため） ③　運用が簡略化されることで、ミス防止につながる。	①　受診時に自己負担が生じるが、約１ヶ月後に、自己負担分＋見舞金（医療費の１割）が支給される。

５　変更日

令和９年４月１日

※　学校や保護者、医療機関等への十分な周知期間をとるため。

６　今後のスケジュール（案）

１０月　　足立区医師会・歯科医師会・薬剤師会に報告
１０月　　教育委員会に報告
１１月　　文教委員会に報告
１１月　　校長会に報告
１２月～１月　区内の医療機関･薬局に案内チラシの送付
１２月～１月　保護者あて通知を学校に送付

文　教　委　員　会　報　告　資　料

令和８年１１月１３日

件　　名	**校外施設指定管理者評価結果について**
所管部課名	学校運営部学務課

内　　容

日光林間学園の令和７年度業務について、足立区立校外施設指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）による評価を行ったので、報告する。

１　主な業務内容

区立小学校６年生の自然教室及び一般利用宿泊施設

２　指定管理者・指定管理期間

施設名	指定管理者	指定管理期間
日光林間学園	株式会社ＥＶＥＲＹＦＯＯＤ(注) 代表取締役　杉浦　卓	令和５年度 ～令和９年度

(注)旧 東京ケータリング株式会社（令和７年９月１日　グループ内組織再編による吸収分割により変更）

３　指定管理料（令和７年度）

①　非精算	65,225,678 円（税込）
②　要精算(修繕費･光熱水費･自然教室運営費)	19,430,462 円（税込）
合計（①＋②）	84,656,140 円（税込）

４　評価対象期間

令和７年４月１日～令和８年３月３１日

５　評価委員会開催日

令和８年８月５日

６　評価委員会委員構成（計６名）

種別	氏名	役職等
学識経験者 (有識者含む)	髙井　正 【委員長】	草加市社会教育委員会議議長
	本田　一也	中小企業診断士
区　民	坪井　唯至	北三谷小学校ＰＴＡ会長
	荒牧　やよい	大学生
学校長	北川　みどり	保木間小学校校長
区職員	久保田　夏恵	子ども家庭部学童保育課長

７　評価方法

評価委員会への提出書類の確認及び所管課の実態調査により実施した。

＜主な提出資料＞

1	業務評価シート	8	個人情報取り扱いマニュアル
2	労働条件審査主要チェックシート	9	会社全体の決算報告書
3	前回の評価結果の反映状況	10	鍵貸出管理簿
4	令和７年度実施報告書	11	金銭出納簿
5	消防計画	12	備品修繕記録簿
6	施設巡回簿	13	運営事業計画書
7	災害用備蓄一覧	14	お客様アンケート集計表

８　評価結果

１４６点／２００点　得点率７３％　総合評価 B⁺（前回B⁺）

（評価項目等は、Ｐ９１～１００「足立区立校外施設指定管理者評価委員会業務評価シート」参照）

９　委員会での主な意見と対応等

（１）アンケートの満足度が非常に高く、利用者に対し丁寧な対応がされている。

（２）会社が大きくなったことで、より適切で安全な運営につながっている。今後は大きな組織となった強みを施設のＰＲや人材確保、研修の部分に活かし、よりよい施設運営を進めてほしい。

【対応策】本部で行っている人材確保のツールや紹介お祝い金等の制度を有効に利用し、安定的な人材確保につなげる。また、一般利用者へのＰＲについても、新しい組織の強みを活かし、ＳＮＳ等積極的に活用し、集客力の向上を図っていく。

10　今後の方針

教育委員会及び文教委員会に報告後、１１月下旬に区ＨＰにて公表する。

足立区立校外施設指定管理者評価委員会　業務評価シート

所管課名	学務課
評価対象年度	令和7年度事業実施分
評価対象期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
評価委員会開催日	令和8年8月5日

施設概要

施設名称	足立区立日光林間学園	**施設分類**	校外施設
所在地	栃木県日光市所野1543-2		
設置目的	施設設置条例の規定等を記入してください。 足立区立学校児童、生徒の健康の増進、学習活動の充実及び健全な集団生活の体得を図り、併せて区民の社会教育活動及び健康増進に寄与するため		
利用料金制	導入している・導入していない		
指定管理者	名称　　株式会社ＥＶＥＲＹＦＯＯＤ（旧　東京ケータリング株式会社　R7.9.1変更）		
	所在地　愛知県名古屋市中区千代田5丁目7番5号		
指定管理業務の内容	・足立区立小・中学校自然教室事業及びその他宿泊学習事業 ・一般解放業務（区内在住・在勤・在学者を対象とする一般利用） ・施設の管理運営及び維持管理業務 ・施設の備品及び物品の管理業務		
指定期間	令和５年４月１日　～　令和１０年３月３１日		

評価項目及び評価のポイント

【評価点】

5点：要求水準を全て上回っている
4点：要求水準を全て満たしていて、かつ水準を上回っている取り組みがある
3点：要求水準を全て満たしている(水準クリア)
2点：要求水準を満たしておらず努力・工夫の余地がある、または、軽易な課題がある
1点：要求水準を著しく下回っている、または、重大な課題がある
※　区が要求する水準を全て満たした場合（＝水準どおり）の評価点は「３」である。
※　要求水準を満たした上で、指定管理者努力により優れた取り組みを行ったと評価される場合、その内容に応じて加点する。
※　特に重要な項目には評価点に傾斜をつけることとするが、その場合「確認項目レベル」で設定する。

【共通項目】

大項目	中項目	確認項目	評価点			
管理状況			小計（満点25点）			
	適切な管理の履行 協定書等に沿って適正かつ確実に管理を遂行しているか		指定管理者	担当課	評価委員会	前回結果（参考）
			17	16	17	
		環境美化・衛生管理 ◆計画に則り施設内外の清掃・美化及び衛生管理が徹底されていたか	3	3	3.2	
		施設の修繕 ◆施設の機能維持に必要な修繕が適切に実施されているか	4	3	3.3	
		人員配置 ◆施設の管理運営にあたる人員（人数・有資格者等）の配置は適正か	3	3	3.2	
		人材育成の取り組み（専門性の向上、接遇向上） ◆職員の資質・能力向上を図る取り組みがなされたか（専門性向上など）	4	3	3.2	
		改善事項への取り組み ◆前回の評価委員会で指摘された事項の改善に取り組んでいるか	3	4	4.2	

指定管理者記入欄

【自己評価】
・本年度も年間保守計画をもとに施設の清掃、衛生管理を計画的に進められるよう従業員の配置、業者への手配を行った。
・業者による庭園管理業務を年2回実施、あわせて月2回清掃スタッフによる建物周りの清掃管理を行った。また厨房や厨房倉庫等の清掃とチェック回数を週２回に増やし食品管理・衛生管理を適切におこなった。
・設備の経年劣化による不具合の対応は学務課への速やかな報告と提案を行い、また各専門業者との話し合い、確認をしながら学校、一般の利用者に迷惑のかからぬよう進めることができた。
・指定管理業務が3年目となり、以前よりも一人一人の業務の把握も進みスムーズでより現状に合った業務の遂行ができた。
・今年度も従業員全員に本部の指導員による衛生管理の研修を行った。全体ミーティングの中で勉強会を行ったり、食中毒防止動画の視聴、その後の確認テストを行うことにより、従業員の意識向上と知識の定着に努めている。
＜改善事項への取り組み＞
・一般利用者向けに料理やイベントのチラシを作成・配布した。またホームページ、インスタグラムを活用し、広く周知を図ることを目指した。
・納品時からの手順の見直しについては、HACCPによる管理を再度徹底すると同時にスタッフによる業務の見直しを行った。仕入時の検収（原材料の確認）の際に消費期限、品温、鮮度等を確認し、帳票記入を行っており、また月2回の在庫チェックの際にも日付確認を行っている。また、これらの作業についてエリアマネージャーによる抜き打ちチェックを行っている。
・自然教室の食事の量（多い・少ない）については最初によそうご飯の量を多くしすぎないように児童にお話をし、量が不足する児童に対してはおかわりの案内を行うようにした。また、おかずやパンの量の調整については、ビュッフェのように料理が多すぎる児童は減らしたり、不足の児童は、そこからおかわりができるようにするなど対応を検討していきたい。
【改善すべき点・課題等】
・パンやヨーグルト等の食べ放題のPRに関しては、事前の告知は難しいもののシークレット開催をしている様子の写真をＨＰ・インスタグラムで掲載するなど、周知を行っていきたい。

担当課記入欄

【担当課評価】
・仕様書通りの清掃業務が実施され、施設内の環境は適正に整えられている。
・施設に異常があった際は速やかに学務課に報告されており、対応は適切である。学校・一般利用者に影響が少ない修繕方法等を修理業者と検討し対応されている。
・仕様書に定めている人員及び有資格者の配置は適切に行われている。業務量に合わせ近隣の施設の応援等が効率的に行われ、不足・無駄のない人員配置を行っている。
・衛生管理の講習会や食中毒防止動画の視聴など宿泊施設の業務を遂行する上で必要な研修を実施している。また研修後、確認テストを行い知識の定着を図るなど工夫されている。
・改善が済んでいない項目もあるが、全ての指摘事項について、改善の取り組みの検討・実施がされている。
【改善すべき点・課題等】
・前回の改善事項であるHPの充実・改善を進めていくと同時に、施設で実施しているイベントの案内をSNSで発信するなど更に工夫し、施設の魅力を伝えていってほしい。
【特記事項】

評価委員会記入欄

【評価委員会評価】
・前年度の指摘事項に対する改善の取り組みが進められており、３件中２件で改善がみられた。

【改善すべき点・課題等】
・人材育成の基本は日々の職務を通してのOJTと考える。OJTを学ぶ研修を実施する等、OJTに積極的に取り組んでいただきたい。

【特記事項】
・アレルギー対応に万全を期すためにも、特に調理場の人材確保はしっかり行って欲しい。

大項目	中項目	確認項目	評価点			
	安全性の確保 利用者の安全性は確保されているか		小計（満点25点）			
			指定管理者	担当課	評価委員会	前回結果（参考）
			16	13	15	
		施設・設備の安全性の確保 ◆設備機能の維持に向けた保守点検は適切か ◆委託されている業務の範囲は適切か	4	3	3.2	
		防災・防犯への配慮 ◆防火管理者を配置し、防火管理計画を策定しているか ◆日常の施設巡回や異常等の有無を確認しているか ◆防災訓練や鍵の管理方法の周知徹底等、職員の防災・防犯意識を高める取り組みはされているか	3	3	3.2	
		事故への対策と対応 ◆事故対応マニュアルの策定など、職員の事故対策・対応の周知徹底がされているか ◆事故対応は適切に行われたか	3	3	3.2	
		施設の衛生管理の取り組み（×2） ◆食品衛生・環境衛生への配慮、食中毒予防の取り組みを適切に行っているか	6	4	5.3	
		指定管理者記入欄	【自己評価】 ・施設の保守管理については年間保守管理をもとに予定通り進めることができた。 ・今年度も防火管理者の支配人が中心となり消防訓練を2回実施、その後AED、消火器、通報設備等の使用方法の勉強会を実施し、各自の役割確認や緊急時の対応について意識付けを行った。 ・施設の警備に関しては担当者全員での定期的なミーティングを行い、日々の巡回時の点検方法、注意点などの確認を行っている。 ・熊への対策については熊鈴の使用や熊の注意喚起の案内表示を貼り出したり、自動ドアを手動対応にするなど対策を行っている。また学校、一般の利用者から熊に関する問い合わせを受けた際には、現時点での熊の発見状況等の情報提供を行っている。 ・食品衛生に関しては引き続きHACCPを遵守し、定期的な研修会、食中毒防止の為の映像視聴と確認テストを実施し、従業員の意識向上と知識の定着に努めている。また、衛生的に厨房が使用されているかの確認のため、定期的に本部に厨房内の写真の提出をしている。 【改善すべき点・課題等】 ・自然教室で提供する弁当において加熱不十分な料理（唐揚げ）の提供があった。使用する唐揚げを生肉タイプのものから加熱済みのタイプに変更し、事故を未然に防止するよう改善した。また、仕様書に定められた手順を再確認するとともに、中心温度計のダブルチェック及び帳票への記載を徹底し、安全な料理提供を行うための意識付けを改めて行った。			
		担当課記入欄	【担当課評価】 ・現地訪問し点検報告書を確認。年間を通じて適正に保守点検されていた。 ・防火管理者の配置や防災訓練の実施、鍵の管理など適正に行われている。区の備蓄以外に事業者独自の備えとして、食料を一定数確保し、緊急時に食事ができる体制を整えられている。 ・緊急時対応マニュアルを整備し事故が発生した際の連絡体制や対応方法など従業員で共有されている。また、リスク対策の１つとして熊出没に対する対策も行い、利用者への案内等丁寧に対応されている。 ・HACCPによる食品衛生管理を行っている。適正な衛生管理を実施するため外部の評価点検も行っている。 【改善すべき点・課題等】 ・食品衛生、環境衛生の適切な対応の為、引きつづき、仕様書に定められた手順の確認、定められた行程を守って作業を行うことを徹底していただきたい。 【特記事項】 ・追加で揚げた唐揚げ１個について、仕様書で定められている中心温度の計測が漏れ、加熱時間が規定時間を満たない状態で提供を行ってしまった。再発防止のため、使用する食材を加熱済みタイプに変更し事故を未然に防ぐ対応を講じたこと、加えて仕様書の手順の徹底および定められた行程に必ず従い作業することを学務課として確認した。			
		評価委員会記入欄	【評価委員会評価】 ・再発防止策の徹底について仕組みづくりを行った。 【改善すべき点・課題等】 ・お金がかかっても安全には変えられない。クマ対策について、クマ鈴以外の対策も何か検討いただきたい。 【特記事項】 ・アレルギー対応等について、現行のやり方の徹底と事前のリスク対策の検討により、今後も事故の無い安定した運営をお願いしたい。			

大項目	中項目	確認項目	評価点			
	法令等の遵守（※倫理性も含む） 個人情報保護や公契約条例、関係法令等は遵守されているか。		小計（満点20点）			
			指定管理者	担当課	評価委員会	前回結果（参考）
			12	12	12	
		個人情報保護の取り組み ◆内部規定の策定、研修の実施等をしているか ◆個人情報に関する資料・情報を適切に管理しているか	3	3	3	
		公契約条例の遵守 ◆労働者等に対して労働報酬下限額以上の賃金を支払っているか ◆公契約に係る業務に従事した時間等の記録、法令に定める期間保存しているか	3	3	3	
		労働関係法令の遵守 ◆法廷帳簿や就業規則の整備がされているか ◆労働法規等を遵守した適切な勤務体制となっているか	3	3	3	
		その他関係法令の遵守 ◆その他関係法令、区条例・規則、協定書に則り、信義に従い誠実に対応しているか	3	3	3	
		指定管理者記入欄	【自己評価】 ・従業員全員が入社時に仕事上で知りえた情報の秘密保持に関して、誓約書を提出している。 ・労働関係法令を遵守し、本社にて適切に管理を行っている。 ・休日や有給休暇に関してシフト管理を行い、本社人事部にて確認指導を行っている。また、従業員一人一人と話し合いを行い、要望に沿ったシフトづくりを行っている。 ・各種ハラスメントに関する定期的な勉強会やミーティングを実施しており、関係法令の把握と遵守を徹底している。 【改善すべき点・課題等】			
		担当課記入欄	【担当課評価】 ・個人情報保護に関する研修を実施、ミーティング等も活用し従業員への意識づけが行われている。個人情報の漏洩等の事故はない。 ・労働報酬下限額以上の賃金の支払い等、公契約条例は遵守されている。 ・休日・有給の適切な取得のため、職員全員と面談を実施し、シフト調整を行っている。 ・防火管理者、食品衛生管理者等適切に配置されている。また、勉強会・ミーティング等通じて、関係法令の把握・遵守が徹底されている。 【改善すべき点・課題等】 ・個人情報に関する研修は、個人情報を取扱うものだけでなく、スタッフ全員で実施できると更に効果が高いと思われる。 【特記事項】			
		評価委員会記入欄	【評価委員会評価】 ・法令等を遵守し、基本通り適切に行っている。 【改善すべき点・課題等】 特になし 【特記事項】 特になし			

大項目	中項目	確認項目	評価点			
	適切な財務・財産管理		小計（満点20点）			
	適切な財務運営・財産管理が行われているか		指定管理者	担当課	評価委員会	前回結果（参考）
			13	12	12	
		収支状況（安定的な運営） ◆収支状況（ - 2,064千円） ◆７年度指定管理料（84,656千円）	3	3	2.5	
		現金や関係書類等の管理、経理処理 ◆経理の明確な区分がされているか（口座の区分など） ◆帳簿、関係書類の整備、保存がされ、経理状況が明確になっているか	4	3	3	
		財産及び物品の管理 ◆台帳の整備、財産・物品の管理・保存がされているか	3	3	3	
		経費の節減 ◆経費を効率的に低減するための取り組みがなされたか ◆経費の効果的・効率的な執行がなされたか ◆環境に配慮し、節電・節水に努めているか	3	3	3	
		指定管理者記入欄	【自己評価】 ・当年度の収支については食堂、厨房スタッフの確保が難しく派遣を使用したことによる人件費の増加や、寝具・クリーニング代・消耗品の価格上昇により経費が予定より多くかかりマイナスとなった。 ・現金帳票類は毎日経理担当者と支配人によるダブルチェックを行い、最終確認と管理は本社経理部が行っている。小口現金や売上金など使用目的別に分けて別々の金庫で管理し、現金が混在しないよう徹底している。また請求書は弊社の適格領収書（インボイス）を発行し対応している。 ・令和７年度より、更に適正な財産管理を行うため、本部スタッフとエリアマネージャーによる現金の監査を実施している。 ・帳票類や現金の管理は決められた鍵のかかる場所で保管・管理をしている。鍵の管理はキーボックスを使用し、担当者以外は財産物品に触れられない形をとっている。 ・昨年同様に食材の管理はWEB上（インフォマート）で行い、ロスやミスのない食材の仕入れ管理を行っている。仕入れや物品購入の際は複数の見積もりで比較を行い、低価格で品質の良い商品の選定に努めている。 ・一般利用や学校に対し冷暖房や電気の適切な使用についての案内や利用後にスタッフによる室内点検を実施するなど光熱費の節約を心がけた。 【改善すべき点・課題等】 ・今以上に業務の効率化や経費の見直しを進めるとともに、収入の確保にも努め、より健全な財務運営を図りたい。			
		担当課記入欄	【担当課評価】 ・収支はマイナスとなったが、人材確保が難しく派遣利用になったための人件費の増、物価上昇による寝具クリーニング代や各種消耗品の経費増が主な要因であり、やむを得ないと思われる。 ・現金の取扱いは、経理担当者と施設責任者による二重チェックの後、本社経理部で最終確認と管理が行われている。現金紛失等の事故は発生していない。 ・現金や帳票等の管理は鍵のかかる場所で適切に保管・管理されている。備品の台帳も適切に管理されている。 ・食材管理はインフォマートでおこない、食材ロスや発注ミスのない管理が行われている。また、仕入れや物品購入の際、複数社で金額の比較を行う、光熱費節約のため、チェックアウト後に客室チェックを行うなど、経費節減のための取り組みも行われている。 【改善すべき点・課題等】 ・引き続き安定的な人材確保に努めてほしい。 ・物価上昇を加味した必要経費を再度試算する必要がある。 【特記事項】			
		評価委員会記入欄	【評価委員会評価】 ・会社の財務状況は良好である。 ・清掃の回数を増やすなど様々な面に対応しているからこその費用増とも言える。細かいところまで目が行き届いており評価できる。 【改善すべき点・課題等】 ・経営努力は感じられるが、マイナス収支は改善していただきたい。 【特記事項】 ・物価上昇の影響があると思うが、寝具クリーニング代や人件費、衛生面・安全については十分な予算の確保をお願いしたい。			

大項目	中項目	確認項目	評価点			
事業効果			小計（満点25点）			
	事業の取り組み（一般利用） サービス水準の維持・向上が図られているか		指定管理者	担当課	評価委員会	前回結果（参考）
			15	15	16	
		自主企画の実施・成果 ◆地域特性を活かしたプログラムの実施や新規プログラムの開拓と実施を行っているか ◆閑散期の利用者増に向けた企画やサービスを実施しているか	3	3	3.3	
		賄い業務への取り組み ◆食事の質の向上への取り組み、季節に合ったメニューの提供、特別料理の提供など	3	3	3.2	
		サービス向上に向けた取り組み ◆独自提案や利用者要望を踏まえ、業務改善がされているか ◆利用者が快適に利用できる環境が維持されているか	3	3	3.3	
		効果的な営業・広報活動 ◆ホームページ・SNSの充実、活用 ◆情報誌等への広告掲載	3	3	3.3	
		地域特性に配慮した取り組み、地域貢献 ◆近隣施設、区民等との連携及び成果 ◆施設周辺の人材活用（事業講師など）を積極的に実施しているか	3	3	3.2	
		指定管理者記入欄	【自己評価】 ・料理やイベントの案内チラシを作成配布し、たき火体験や日光名物のゆば煮物、日光そば等特別料理の提供を行った。日光のお土産2割引きから4割引き販売や利用者から要望のあったアイスクリーム販売を実施し、売店商品の拡充などお客様にご満足いただけるようサービスの提供に取り組んだ。 ・夏休みは子ども向けにジョアやソフール、パンなどの食べ放題を実施、以前同様にシークレット開催となったが好評を得た。 ・子供広場の遊具を増やし充実させ、GW・年末年始には子ども向けに日光のクロスワードクイズ＆プレゼントを用意した。また、期間限定の地酒地ビール販売を実施し、HPに掲載し好評を得た。 ・小さい子どもや障がいのある方に職員風呂の案内と準備を行い、感謝のお声を多く頂いた。また高齢の方にはトイレやエレベーターの近い部屋など利用者に合わせた施設利用の案内を行った。 ・地産地消を意識した地元食材を使った料理の提供、近隣の体験型の施設と連携しキャンドルづくり体験を施設内で実施、好評を得た。 【改善すべき点・課題等】			
		担当課記入欄	【担当課評価】 ・提案書の自主企画はほぼ実施している。施設の特性から実施が難しい企画については、内容を見直し実施可能な企画を行っている。提案書以外にも利用者の声を反映した企画を実施し好評を得ている。 ・ゆばの煮物や日光そばなど地元食材を意識した料理の提供や、子供向けにパンやヨーグルト等の食べ放題を実施するなど、利用者が楽しめる食事提供が行われていた。 ・小さい子供や障がいのある方へ家族風呂の案内をしたり、高齢者の方の部屋をトイレ近くにするなど、利用しやすい環境が整えられている。 ・あだち広報、HPのほか、館内イベント案内チラシや、インスタグラムを利用し、情報発信されている。 ・地元食材を取り入れた献立の作成を行っている。近隣の体験型施設と連携し、施設内で体験活動が実施されている。 【改善すべき点・課題等】 自主事業で実施するプログラムは、利用者の声を参考にしながら、ニーズのあるプログラムを更に提案・実施してほしい。 【特記事項】			
		評価委員会記入欄	【評価委員会評価】 ・事業への取り組みは、細かいところまで目が行き届いており評価できる。 ・一般向けへのチラシの作成やＨＰ掲載など集客のための努力が見られる。 【改善すべき点・課題等】 ・一般利用者への周知として、HPやSNSをより積極的に活用してほしい。 【特記事項】 特になし			

大項目	中項目	確認項目	評価点			
			小計（満点20点）			
	事業の取り組み（自然教室） サービス水準の維持・向上が図られているか		指定管理者	担当課	評価委員会	前回結果（参考）
			14	16	16	
		事業の実施・成果 ◆児童が集団生活の中で社会性・自律性・創造性を学ぶための支援 ◆施設で実施するプログラムの支援を行っているか	3	3	3.2	
		食事内容の充実に向けた取り組み・方策 ◆食べる楽しみを感じられる栄養バランスが整った食事の提供	3	3	3	
		アレルギー対応（×２） ◆学校との打ち合わせ、チェック体制、配ぜん方法等適切に行われているか ◆学校からの実施報告書による評価	8	10	9.3	
		指定管理者記入欄	【自己評価】 ・各学校からのご要望には柔軟に対応するよう心掛けている。事前に各学校から提出されている行程表から施設で準備手配が必要なものについて学校への事前確認を行い、利用当日に支障が出ないよう準備を進めている。 ・食事は炎天下のハイキングなどでも体力のつづくよう召し上がりやすい、子ども達から人気のある料理を検討し、安全安心を第一に提供を行った。 ・料理の準備は20分前の準備を厳守し、スムーズな食事提供を心がけた。児童が料理をこぼしてしまったり、虫が料理に飛び込んでしまった等のアクシデントにも迅速に新しい料理を提供できるよう、１人分の料理を別に準備するなど事前の備えを行っていた。 ・アレルギー対応では事前確認及び案内を十分に行い、ミスのない料理提供を心がけた。各学校からの問題提起や改善要望にはスタッフ全員で改善方法について話し合い、改善を図っている。 【改善すべき点・課題等】			
		担当課記入欄	【担当課評価】 ・学校からの要望に柔軟に対応するとともに、施設内で実施するプログラムの事前準備などを適切に行い、体験活動等スムーズに実施できるよう支援されている。 ・仕様書に定める栄養バランスをクリアしつつ、児童が食べやすく人気のある献立を検討しメニュー作成が行われている。 ・アレルギー対応は、手順を守り学校への事前確認を確実に実施し、配膳等適切に行っている。学校からの実施報告書での評価も高い。 【改善すべき点・課題等】 ・引き続き、学校の要望を把握し柔軟な対応を行うことで、自然教室のスムーズな実施を支援するとともに、学園内でできる体験活動を増やし、学校に提案・案内ができるようにしていけるとよい。 【特記事項】			
		評価委員会記入欄	【評価委員会評価】 ・学校からの要望に柔軟に対応している。アレルギー対応では、学校との連携も良く万全な体制がとられている。 【改善すべき点・課題等】 ・学園内での体験活動を増やし、学校に提案・案内ができると良い。 【特記事項】 特になし			

大項目	中項目	確認項目	評価点			
	利用の成果（一般利用）　※協定書に盛込み、評価点概ね２割で設定する 利用成果（利用者満足）が得られているか ※アンケート調査結果に基づく客観的なデータも活用する		小計（満点40点）			
			指定管理者	担当課	評価委員会	前回結果（参考）
			31	36	35	
		利用者数 ◆年間利用者数　※利用者数の目標値も設定する ◆指定管理期間中の年間利用者数増減　※経年変化を追えるようにする	4	5	4.8	
		貸出施設等の利用（稼動）率 ◆施設年間利用（稼働）率（%） ※利用率（稼働率）の目標値も設定する ◆指定管理期間中の年間利用（稼働）率増減 ※経年変化を追えるようにする	4	3	3.7	
		職員の接遇（×2） ◆職員の接客対応 ◆職員の親切さ、説明のわかりやすさ等アンケートによる評価	8	10	9.3	
		食事 ◆提供する内容、食事の味や量等アンケートによる評価	4	5	4.8	
		施設に関すること（×2） ◆施設の清潔さ、使いやすさ等アンケートによる評価 ◆今後も施設を利用したいか	8	10	9	
		苦情・要望対応 ◆苦情・要望等の対応の適切さ	3	3	3.3	
		指定管理者記入欄	【自己評価】 ・一般利用者数は昨年より1,000人以上増え、5,510人となり、客室稼働率も10ポイント以上アップすることができた。 ・フロントとサービスの接客は大変満足が70.1%（前年より2.9ポイントアップ）となったが、大変満足と満足の数値が昨年と比較し0.7ポイントマイナスとなった。親切で丁寧な対応を今後も心がけさらに高評価を目指したい。 ・食事は満足と大変満足を合わせて88.1%で昨年と同数値だった。今後も、さらにお客様のお声を参考に地産地消、地元食材を意識した献立を一般利用者に提供していきたい。 ・清掃は浴室等の清掃時間を十分にとるとともに庭園管理のために週2回、清掃、手入れの時間を増やし、今まで以上に美化に努めている。 ・リピート利用率65%となり、満足を頂けている指標の一つかと考えられるが、アンケート内容をよく確認し要望を丁寧に把握し運営改善に生かしたい。 ・食事は事前準備の為、利用者様がお席に着いた後にご飯のお代わりや調整のお声かけがある。その際の接客に関しては、親切で丁寧な対応を従業員全員に徹底している。 ・清掃は浴室等の清掃時間を十分にとるとともに庭園管理のために週2回、清掃、手入れの時間を増やし、今まで以上に施設の美化に努めている。 ・設備に関してのご要望が多く、特にお部屋のWi-Fi接続の要望が多いが、フロント近くでの接続が可能であることを伝えてご了承を頂いている。 ・お客様のご意見については、ミーティングを行い、できる限り柔軟でお客様の要望に沿う形を考え、問題を共有し、対応について改善、検討を行っている。 【改善すべき点・課題等】			
		担当課記入欄	【担当課評価】 ・今年度は臨時の休館が無かったこともあるが、前年度より1,000人以上増加し、事業計画を上回ることができた。 ・利用者増により、稼働率は前年度より10ポイント以上増加した。 ・お客様アンケートでは良好な評価を受けている。 アンケートの大いに満足＋満足＋普通の割合（従業員の態度：99.3%／食事：96.9%／清掃：99.3%） ・お客様アンケートの要望について、即時改善できることは対応されている。設備に関する要望等、対応が難しい内容については、区に報告するとともに、利用者に丁寧な説明を行い、理解が得られるよう努めている。 【改善すべき点・課題等】 ・これまでの利用実績から利用見込みの分析を更に進め、適切な開館日の設定につなげてほしい。 【特記事項】			
		評価委員会記入欄	【評価委員会評価】 ・アンケート結果や生の声に対し、真摯かつ丁寧に対応している。 ・リピート率が高いことが評価できる。さらにリピーターが増やせるよう努めてほしい。 【改善すべき点・課題等】 ・アンケート選択肢について「普通」を除いた４段階にしたほうが良い。 ・利用率アップの為、ターゲットに合わせた魅力的なプランの提供など行い、大きな組織になった強みを活かしたPRを行ってほしい。 【特記事項】 特になし			

大項目	中項目	確認項目	評価点			
	利用の成果（自然教室）　※協定書に盛込み、評価点概ね２割で設定する 利用成果（利用者満足）が得られているか ※アンケート調査結果に基づく客観的なデータも活用する		小計（満点25点）			
			指定管理者	担当課	評価委員会	前回結果（参考）
			20	25	23	
		施設・運営（×2） ◆教員・児童への対応、施設の清潔さ等、学校からの実施報告書による評価	8	10	9.3	
		食事（×2） ◆学校からの実施報告書による味付け・量・残菜等の評価	8	10	9.3	
		児童のけが・病気への対応 ◆施設看護師の処置・手当や病院への送迎等、病気けが発生時の対応について実施報告書による評価	4	5	4.7	
		指定管理者記入欄	【自己評価】 ・各学校からの要望には柔軟に対応を心がけ、おおむね丁寧で親切な対応ができているとの声を頂いた。 ・食事の際の児童への案内については先生や補助員の説明や動きを確認しながら、学校のサポートの形で児童への補助を行っている。 ・暑い日の、お弁当への保冷材使用についても学校と確認を取り進めた。 【改善すべき点・課題等】 ・調理の進め方等、確認と指導を徹底する。 ・お米に関しての不満の声があり、令和8年度から国産銘柄米に改善した。			
		担当課記入欄	【担当課評価】 ・学校からの様々な要望に対し柔軟かつ丁寧に対応しており、実施報告書の評価はどの項目も良好である。 学校からの実施報告書で、大変良い＋良い＋普通の割合（運営：100%／食事：91%／病気対応：97.5%） ・食事に関しての意見（米が固いパサついているなど）について、銘柄の変更を行うなど、対応できる改善を進められている。 【改善すべき点・課題等】 ・引き続き、学校からの実施報告書の意見等を施設内職員で共有し、対応できる内容については積極的に改善を行っていってほしい。 【特記事項】			
		評価委員会記入欄	【評価委員会評価】 ・食事は弁当も含め美味しくなっている。量について、残菜を少なくする観点からも適量と考える。 【改善すべき点・課題等】 特になし 【特記事項】 ・食事も教育の一環と考えるので、今後も残菜が残らないよう、先生方と連携を密に、声掛け等行っていただきたい。			
合計点			合計（満点200点）			
			指定管理者	担当課	評価委員会	前回結果（参考）
			138	145	146	

【評価委員会評価結果】

得点	評価		ﾗﾝｸﾀﾞｳﾝ		総合評価	（前回）総合評価
146	B+	⇒	有 ・ (無)	⇒	B+	B+

※評価結果は評価委員会が行う。
※小数点以下は切り捨て、整数とする。

【評価委員会による総合評価】

評価委員会による総合評価を記入してください。
・アンケートでの満足度が非常に高く、利用者に対し丁寧な対応がされている。
・会社が大きくなったことで、より適切で安全な運営につながっている。今後は、大きな組織となった強みを人材確保や研修の部分に活かし、より良い施設運営の推進をお願いしたい。
・唐揚げの加熱が不十分だった件は、事案把握がしっかりされており、改善策も講じられている。再発しないよう真摯に取り組んでいる姿勢が見えるため、今回はランクダウンを行わないこととする。今後も改善努力を継続していただきたい。

【指定管理者への改善要望】

所管課から指定管理者に対して、管理運営における指摘事項に関する改善要望を記入してください。
・人材育成に関し、OJTを学ぶ研修等、OJTに積極的に取り組んでほしい。
・収支赤字の改善を行って欲しい。
・利用率アップのため、ターゲットに合わせた、ニーズのある体験プログラムを提案し、SNS等で効果的なPRを行ってほしい。

【評価結果・提言を受けての今後の取組みについて】

所管課から指定管理者に対して、今後の管理運営に向けての意見等を記入してください。
・施設管理、食品環境衛生、アレルギー対応等、適切に対応するため、仕様書に定められた手順を確認し、定められた行程に従って作業を行うことを改めて徹底していただきたい。
・安定的な運営のため、収支計画に沿って事業を進め、物価上昇などにより諸経費に影響が生じる場合は、早急に区に報告を行ってほしい。

◎　上記で示した標準例の項目以外に、担当課による追加項目を配点３割以上設定する。
例
①利用成果＝総合計点の２割
②各課追加項目＝総合計点の３割以上　➡　①＋②＝合計点の５割以上となり、
③合計点は、①＋②＋③＝200点以上となる。
※　原則、担当課による追加項目は「確認項目」レベルによる３割以上設定とし、「中項目」レベルは標準例で示す項目のみとする。
ただし、標準例とは別に施設特性に応じた独自視点による評価を取り入れる場合は「中項目」レベルの追加も認める。

【評価委員会評価基準　例】

	評価基準						
ランク	A＋	A	A－	B＋	B(標準点)	B－	C
評点	200点(満点) ～180点以上	180点未満 ～166点超	166点以下 ～150点以上	150点未満 ～134点以上	134点未満 ～118点超	118点以下 ～108点超	108点以下 ～0
得点率	100% ～90%以上	90%未満 ～83%超	83%以下 ～75%以上	75%未満 ～67%以上	67%未満 ～59%超	59%以下 ～54%超	54%以下 ～0%

※　「標準点」・・・評価項目が全て「３」（水準クリア）の評価を受けた場合の得点。
※　「A」は満点の0.75倍以上（小数点以下切上）、「C」は満点の0.54倍以下（小数点以下切捨）とする。

文　教　委　員　会　報　告　資　料

令和８年１１月１３日

件　　名	**あだち放課後子ども教室事業における令和８年度民間委託校実施状況および令和９年度民間委託校の事業者の決定について**
所管部課名	学校運営部　青少年課 子ども家庭部　学童保育課、足立区生涯学習振興公社

内　　容

あだち放課後子ども教室事業においては、令和８年度から３校で民間委託による学童保育室との一体的運用をモデル実施している。その実施状況と、令和９年度民間委託校の事業者の決定について報告する。

１　放課後子ども教室民間委託３校の実施状況

（１）４月から７月２０日（夏季休業期間前）まで

学校名	年度月	実施日数	利用人数						計	実施状況
			1年	2年	3年	4年	5年	6年		
千寿第八小学校	R７ 4～7	23	193	392	449	291	206	4	1,535	3･5･6年/水、2･4年/金
	R８ 4～7	**86**	**205**	**669**	**1,377**	**899**	**664**	**329**	**4,143**	1～6年/月～土
	増	**63**	**12**	**277**	**928**	**608**	**458**	**325**	**2,608**	
東栗原小学校	R７ 4～7	49	0	402	405	233	372	133	1,545	週５日２学年ずつ
	R８ 4～7	**85**	**819**	**1,337**	**896**	**593**	**246**	**210**	**4,101**	1～6年/月～土
	増	**36**	**819**	**935**	**491**	**360**	**-126**	**77**	**2,556**	
大谷田小学校	R７ 4～7	54	0	476	877	485	566	261	2,665	２年/水、3･4年/火木、５・６年/月金
	R８ 4～7	**75**	**1,313**	**2,037**	**1,576**	**1,147**	**803**	**864**	**7,740**	1～6年/月～土
	増	**21**	**1,313**	**1,561**	**699**	**662**	**237**	**603**	**5,075**	

※　令和７年度の１年生の参加開始は、大谷田小学校は令和７年１０月、東栗原小学校は令和８年１月であった。

（２）夏季休業期間中（７月２１日から８月３１日）まで

学校名	実施日数	利用人数						計	１日の利用者数の平均	
		1年	2年	3年	4年	5年	6年		夏季休業期間中	夏季休業期間前
千寿第八小学校	35	324	396	387	135	17	45	1,304	37.3人	48.2人
東栗原小学校	35	108	94	89	9	107	19	426	12.2人	48.2人
大谷田小学校	35	392	354	135	247	57	42	1,227	35.1人	103.2人

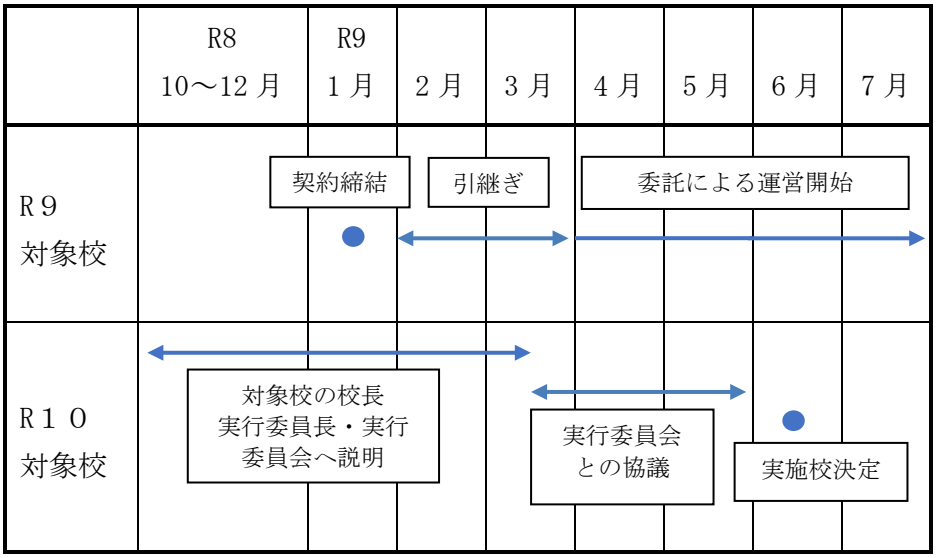
※　民間委託にともない、夏季休業期間中においても実施した。

２　令和９年度民間委託校における事業者の決定

令和９年度委託検討校のうち民間委託化の了承を得た江北小学校について、学童保育室と一体的に運営を行う事業者は、以下のとおりである。

実施小学校	法人名・法人所在地・代表者
江北小学校	株式会社 MIRATZ 埼玉県川口市川口 6-3-14 3F 代表取締役　岩田　陽介

３　令和９・１０年度の民間委託実施に向けたスケジュール（予定）



４　令和１２年度までの民間委託検討対象校

令和８年度 委託検討対象校	令和９年度 委託検討対象校	令和 10 年度 委託検討対象校	令和 11 年度 委託検討対象校	令和 12 年度 委託検討対象校
■千寿第八小学校 ■東栗原小学校 ■大谷田小学校 ※以下２校未実施 ■島根小学校 ■中島根小学校	■江北小学校 ※以下２校未実施 ■千寿小学校 ■綾瀬小学校	■鹿浜未来小学校 ■新田学園 （第１・２校舎） ■亀田小学校	該当なし	■足立小学校 ■西新井第二 小学校

※　校内学童がある学校のうち、学童保育室の指定管理の切り替えに合わせて選定している。

※　令和８・９年度の検討対象校のうち民間委託に至らなかった学校については、実行委員会に委託校を視察してもらうなどしながら、引き続き協議を行っていく。

	５　今後の方針 民間委託の検討対象校については、実行委員長および実行委員会、安全管理スタッフへの丁寧な説明と協議を行っていく。 また、新たな委託検討対象校の選定については、今年度改定予定の「放課後子ども総合プラン」において方針を示す予定である。